

とで林業を続けるということの意欲がそがれているという状況があるわけですが、こうした状況に対して、しっかりととした政策を進めなければならぬと思います。

れると思いますが、これらについて、改めて今回の法改正に際しての国の基本姿勢を簡潔に表明していただきたいと思います。

○小澤政府委員 お答えいたします。

給あるいはまた水資源の涵養、山地災害の防止、自然環境の保全形成、さらにはまた保健、文化、教育的利用の場の提供など、国民经济の發展や国民生活と結びつきまして多面的な機能を有しておるわけであります。近年、これら森林の諸機能の發揮に対する国民や林業関係者の期待は急速に増大しているところでございます。

このため、国民のニーズにこたえる質の高い森林の整備を推進いたしますとともに、一千万ヘクタールの人工林を中心とする国内森林資源の経済的価値を現実化することが重要となつておりますて、民有林、国有林を通じまして、今後、緑と木の源泉である多様な森林の整備、国産材時代を実現するための条件整備を林政の基本的課題とし、その達成のための施策の重点的展開を図ることが必要と考えておる次第でございます。

一方、我が国の森林・林業をめぐる状況を見ますと、林業の採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化の進行、林業機械化や基盤整備のおくれ、あるいはまた施業規模の零細性など、極めて厳しいものがございます。森林の整備や林業の振興につきましては、これまでも林業基本法、森林法などの示す方向に従いまして各種の施策を展開してきたところでありますけれども、今後は、このようないかがしい状況と林政の基本的課題に対処するため、森林整備水準の向上、林業構造の改善、林業機械など林業技術の向上、さらには、流通加工の合理化等による生産性の向上、林業従事者の養成確保などの施策につきまして、今日の事態を

踏まえました新たな展開を図つてまいりたいと考えておるところでございます。特に、流域を単位としたしまして、民有林、国有林を通じた関係者の総意のもとに、その地域の特質に応じた森林の整備、林業生産等が着実に行われますよう、目標の明確化とその達成に必要な基盤整備や担い手の育成等を計画的に推進する森林の流域管理システムの確立を図つてまいる考え方であります。

国有林野事業につきましても、森林・林業に対する国民的要請の高まりにかんがみまして、林政の展開の一環といたしまして、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の維持、レクリエーションや居住空間の提供等の森林の有する公益的機能の発揮、また、多様な樹種・齡級の木材の安定的供給、さらには、国有林野の活用、国有林野事業の諸活動と、これに関連する地域の産業活動等を通じた農山村地域振興への寄与等の使命を果たしていくことが必要となつておりますが、そのためには経営改善を図ることが不可欠の基本的条件となつております。その強力な推進を図る考え方であります。

御提案いたしております森林法等の一部を改正する法律案と国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、以上のようないくことながら所要の対策を講じようとするものであります、速やかにその推進ができますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○總務委員　さて、我が國の森林約二千五百万ヘクタール、その中で約三分の一は国有林野が占めております。七百六十三万ヘクタールの国有林を預かって、それでこの国有林野事業は課せられた使命を果たすために一生懸命努力していることを私はよく承知しておりますけれども、ここ十数年はまさに経営について苦しみ、悩み続けた年月でございました。

そういう中でやはり一番問題のは、かつては、どうしても事業に必要な金が足りないから財投資金をお借りして補つて仕事をするということから始まつた借入金、それが累積して利子もかさ

踏まえました新たな展開を図つてまいりたいと考えておるところでござります。特に、流域を単位としたしまして、民有林、国有林を通じた関係者の総意のもとに、その地域の特質に応じた森林の整備、林業生産等が着実に行われますよう、目標の明確化とその達成に必要な基盤整備や担い手の育成等を計画的に推進する森林の流域管理システムの確立を図つてまいる考え方であります。

み、そうして今や一兆数千億の借入金、累積債務というような状況になつたということであります。が、これについては何とか抜本的な改善を図らなければならないということで、自民党の中でも、あるいは政府でも検討が続けられた結果、今回提案されたような法改正をベースに改善が図られることになった、これは高く評価していくと思うわけであります。

私もかつて昭和六十年五月に、大蔵委員会でこの問題が取り上げられたときに答弁者側として苦悩に満ちた答弁をしたことがございまして、それをきょう委員の皆さんにも御参考までにお配りしました次第でございますが、問題は、このような債務というものについては長期的にきちんとした始末をつけていく、しかし片方で、日々行っている事業については極力さらには合理化努力を続けながら経営の健全化を回復するということに尽ざると思ふわけであります。そうしたことについて今回の方改正は、先ほど申し上げたようにまことに期的な方向づけをするものだと評価できると思ふわけであります。

ただ問題は、実際に借入金の累積をとにかくで
きるだけ早い期に始末していくことだと思いま
す。二兆三千億といえば、今の円ドルレートで
はおよそ百七十億ドルくらいですか、そうした問
題が念頭から離れないわけでございます。その最
後の解決、それから並行しての国有林野事業内
の合理化努力ということになりますと、これは、
一つには組織の合理化、さらには事業の各方面にわ
たる合理化ということになるわけですけれども、
そのときに一つ問題になるのは、やはり組織合理
化といいますと、全国に配置されている営林署や
何かはそれなりに地元では大事な組織であり、こ
の統廃合等が現実の問題となつた場合に常に地元
からはその存続等が要望される、これも周知のと
ころであります。その辺、地元と国有林がよく折
り合って、その上で現実的に結論を出せるようう
な、そうした入念な、慎重な対応がどうしても必
要になる、これが一つ。

それから、要員問題については、ただでさえ林業労働者が高齢化しつつある中で、国有林がいわば林業技術の保存組織として大きな役割を果たしていかなければならないという面もございます。そういう面では国有林野の技術の保持、それから地域の森林組合等の林業の担い手の存続を図ることどうまくかみ合った対応ということが必要かと思います。かつてピーク時には八万九千人もいた国有林野事業が現在随分細って、目標としては二万人体制にするという、ピーク時の四分の一以下の要員で仕事をやっていこうというようなことが意図されているわけですから、これについても、現に林業に一生をささげた人たちが後継者に有意義な事業を引き継いでもらう、引き継ぐ後継者は本当に意欲を燃やして、数は細っても大事な仕事をやっていくというような気持ちを持ち続けでもう、この辺が非常に大事なることになるのではないかと思う次第であります。

そのようなことについていろいろ申し上げたいこともあるのですけれども、農林省当局の基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○小澤政府委員 国有林の改善問題につきまして、またその国有林の果たしております役割、私ども、これからも真剣にまさに取り組もうとしている課題でございますけれども、今先生おっしゃいました要員の問題あるいは地域との関係につきまして、まず国有林野事業がこの使命を十全に果たしていくためには経営の健全性を確立することが不可欠であると考えております。これまでも改善計画に則しまして所要の財政措置も講じながら要員の規模の適正化あるいはまた組織機構の簡素化あるいは合理化等に努めてきたところでございます。

今後におきましても、昨年の十二月に閣議了解をいただきました国有林野事業經營改善大綱あるいはまた林政審議会の答申、これらに従いまして国有林野の管理經營を合理的、効率的に行うといふために組織機構の徹底した見直しも行い、簡素化、合理化を図っていく必要がございますけれども

が活躍しているということ、特に林野庁が御自身のスタッフ、さらに外からたくさんのお大学教授や専門家を動員してやつておられる。森林一つを育てるには、やはり種の育成とかバイオ等を通じて改善していく、さらに肥料、病害虫の駆除、そういうことを含め、さらには経営的、民族的な側面をさらに最終材をどうやってやつていくか。非常に多くの人材、それから技術、さらにはノーハウ、蓄積が必要だということがわかつたのであります。それでこそ世界銀行や国連、さらにはアメリカやヨーロッパ、低開発国等を呼んでリーダーシップをとつてひとつやつていていただきたい。また、それをできるスタッフが国有林野等で育つていくように、世界と国内と関連してやつていただきたい。これをお願いいたしまして、政務次官にひとつ御決意のほどを聞かせていただきたいと思うわけです。

○杉浦(正)政府委員 東委員におかれましては、御在任中に熱帯林、インドネシア、マレーシアをわざわざ選んで御視察をいただき、長靴を履いて大分奥深くまでお入りいただいたようございまして、そういう国際的な貢献をしなければならないという立場で大変御努力を賜り、御指導いただき、林野庁、我が省も今おっしゃられたような方向で努力を始めておるところございます。今後とも御指導を賜りますように、心からお願いを申し上げる次第でございます。省を挙げて努力する方向でやつておりますし、私どもも微力を尽くしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大原委員長 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 最初に、国有林野事業の特別会計をめぐって一、三基本的なことを少しお尋ねをしておきたいと思います。詳細は後からまた掘込委員の質問で展開していただきたいと思つておりますので、ごく基本的なことだけ申し上げます。まず最初に、累積債務の増大した原因は何かといふことであります。

・国有林問題は財政問題である、こう言つてもい

いぐらい財政問題が大きいわけですが、御承知のとおり、国有林野事業の經營改善については、昭和五十三年度特別措置法制定以来、昭和五十九年度の第一次改正、そして昭和六十一年度の第二次改正、そして今回三度目の改正と期間の延長、こういうことになっているわけであります。この間、十二年間にわたりまして、要員の大削減、機構の統廃合、縮小などを中心に林野庁挙げて、また労使一体となって、文字どおり血を流すような努力をしてこられた。この間の関係者の皆さんのが努力には心から敬意を表しますが、しかし、結果的に大幅な要員削減など計画の目標を達成しながらも財政事情は一向に好転をしない、累積債務がやはり膨れ上がつていて、一体この最大の原因はどこにあるのか、この点についてまず最初にお伺いをしたいと思います。

○小澤政府委員 ただいま先生からお話をございましたように、国有林野事業の改善につきましては、五十三年以降鋭意努力をしてまいったところでございます。

この間に能率化の問題、あるいは要員規模の適正化、あるいは組織機構の簡素化、合理化に、またさらには自己収入の確保にも取り組んでまいりました。そのような中で、債務残高、平成二年度末で二兆二千五百五十一億円に達する見込みとなつてゐるわけでございます。

このようないくつかの要因とと考えておりますことは、まず収入につきましては、収入の大宗を占めております木材収入でござりますけれども、過去に、社会的要請に応じまして大量に伐採をいたしましたが、このことから、その後、造林もやりました。しかしながら、現在これがまだまだ生育途上にございますというような資源的制約がござります。それからまた、自然保護等の要請が高まつてしまいまして、このようないくつかの要因とと考えております。

・りまして、収入の減少傾向ということがございま

した。

さらにまた、木材収入以外の継続的な収入の増加を図りますために、これまで分取育林でござりますとかあるいはあれあいの郷、ヒューマン・グリーン・プランというようなことで事業の推進を図っておりますけれども、これらはまだ緒についたばかりでございますし、現時点での収入の確保に大きく寄与するところまでは至っていないといふ現実がございます。

また、土地売り払いにつきましては、地価抑制策に伴いまして、地価高騰地域における土地売却が規制されるということをごぞいますし、さらには、最近はいろいろと縮減傾向といふようなこともありますけれども、事業の拡張期に増大した要員の調整過程にもございます。給与総額は、最近はいろいろと縮減傾向といふようなこともありますけれども、退職金等がまた増大するということで、なかなか人件費支出も大幅な減少を示すにはまだ至っておりません。

このような収支の悪化にもかかわらず、国有林野事業の使命を果たすために森林の適切な管理を行いう必要があるということをごぞいまして、所要の事業を行う上で不足する資金につきましては借入金に頼らざるを得なかつたというようなこと等、いろいろございますが、このようなことが要因となりまして債務も増加してまいつた、このようないくつかの要因と見ております。

○石橋(大)委員 今林野庁の長官から、累積債務が増大をした原因について林野庁の立場からのお話がありましたが、私は、労使一体の非常な努力、そしてたび重なる改善計画に基づく要員の大削減や合理化の目標を達成したにもかかわらず、累積債務が増大の一途をたどつてきた、これはそもそも国有林野事業特別会計の問題、会計制度の仕組みそのものに基本的な問題があるのではないか。

その第一の問題点は、この会計が独立採算制をとり、単年度主義をとつていてるところに根本的な問題があるのではないか、こういうふうに考える

御承知のとおり、国有林野の公益的役割は非常に大きい。環境調査、林野庁業務資料によりますと、保安林の総面積八百二十二万ヘクタールに占める国有林の面積で三百九十五万ヘクタール、四八%。自然公園の総面積五百三十三万ヘクタールに占める国有林の面積は二百十七万ヘクタール、四一%。鳥獣保護区、総面積が三百二十八万ヘクタールに占める国有林の面積は百四十万ヘクタール、三二%。レクリエーションの森、総面積五十七万ヘクタールに占める国有林面積が五十七万ヘクタール、一〇〇%。国有林野の総面積七百六十三万ヘクタールのうち、公益的な観點から各種の制限を受けている森林面積は四百十四万ヘクタール、国有林面積の五四%ということになつてゐるわけあります。

しかし、こういう公益的な役割を果たす部分についても、原則国有林野事業の収益によつて賄うるわけあります。それでも、こういう公益的な役割を果たすためには、原則国有林野事業の収益によつて賄うる必要があります。しかし、その額はまだまだ極めて微々たるものにすぎないのではないか。今度平成三年度予算で大幅に増額されたとはいえる二百四十九億円の繰り入れが行われ、逐年増額をされてはきていますが、しかしその額はまだまだ極めて微々たるものにすぎないのではないか。今度平成三年度予算で五百二百万円にすぎないわけであります。もし、独立採算制をやめて公益的部分については一般会計で負担する、こういうふうにすれば、極めて単純に算術的に言って、国有林野事業に係る経費の五〇%は一般会計で負担する、そういう原則が導き出されるのではないか。

いずれにしても六十年、七十年、百年と生産期間がかかるような事業について単年度主義でいくと、百年もかかるわけであります。その間に木材価格は暴騰するときもあれば暴落するときもある。また、単年度均衡主義という原則について申し上げると、森林の回転は六十年も七十年も、中に五〇%は一般会計で負担する、そういう原則が導き出されるのではないか。

・二つ目に、運用上の問題として、毎年多額の資

金を金利の高い財政投融資資金からの借入金に頼ってきました。財投資金の利子は七、八%と言われておりますが、農林漁業金融公庫の資料によつて林業の利回りを見ると、林地の生産力によつて上中下と分けてあります。伐期五十年で、昭和六十一年度の数字ですけれども、地位上で二・四%、地位中で一・九%、地位下で一・二四%という数字になつてゐるわけであります。借入金の利子と林業の利回りに大きな開きがある。こういうことが大きな原因になつて累積債務が膨れ上がつたのではないか。過去の累積債務がなければ、国庫から繰り入れの額はまだ非常に少ないのでなあいか。

以上のようなことを念頭に置いて、以下三点について御見解を承りたいと思います。

一つは、独立採算制、単年度主義という特別会計の制度を国有林に当てはめて維持することについて非常な問題があるのでないか、抜本的に検討する必要があるのでないか、こういうことであります。

二つ目に、公益的分野に係る経費については原則として一般会計で負担する、当面国有林野事業の経営に係る経費の半分は一般会計から負担する、そういう目標を立てて、それに沿つて逐年一般会計からの繰り入れを増額すべきである、こういうふうに考えられますが、どうか。

三つ目に、今回が三度目の計画の改正であり、また期間の延長であります。非常な努力をしながらも、累積債務を解消することができなかつた。般会計からの繰り入れを増額すべきである、こうむしろふえといった。今度の再々改定と期間の延長によつて、果たして本当に今度こそ累積債務の解消ができる、経営改善が文字どおり実現できるのかどうか大変心配をしていますが、この辺につい

て長官の決意なりお考えを承りたいと思います。
○小澤政府委員 まず第一点目の独立採算制の問題でござります。

国有林野事業は昭和二十二年にスタートいたしまして、この際、国有林野事業と、うもつを全業

この二特別会計事業に並んで、三つめの事業として、自転車販賣業といふものを企画的に運営いたしました。その健全な發展に資する

たのは特別会計事業とされたところでございま
す。それ以来、この特別会計制度のもとで独立採

算を旨として事業が実行されてまいりました。しかしながら、近年に至りまして木材価格の低

迷でございますとか、先ほども申し上げました
が、資源的制約がございまして、財務事情が悪化

しておりますが、一方また、国土の保全等の公益的な側面、これは必ずしも経済ベースに乗りにく

いという面がござりますけれども、これについて
の諸機能の適切な発揮が強く求められるようにな

つておられる方へお詫びの言葉を述べておられました。

の使命役割というものを十全に果たしていくために、昭和五十三年に国有林野事業改善特別措置法を制定いたしました。

法を定めまして、以後数度にわたり改正もしておられますけれども、公益的な機能發揮上重要な造

林、林道等の施設費、事業施設費あるいは退職手当の利子、借りかえ利子のほか、さらにまた保安

林等の経費、これは先生も先ほど申されましたと
おり、一般会計からの繰り入れ措置の拡充が行わ

れてきておるわけでござります。さらにもう、今回の改正法案におきましては、国有林地域の森林

計画の作成に要する経費等の一般行政的経費でござりますとか、あるいは累積債務対策としての退

職手当、さらにまた借りかえにかかる借入金の償還金を一般会計の繰り入れ対象にするというよ

うな追加措置をいたすこととしておるわけでござります。

このように林業収益をリサイクルさせていきまして、森林資源を計画的に充実させていくということが必要でございますけれども、これらは能率的な経営を通じて国有林の担つて いる使命を果たす

す、発揮させるということです。このようにして、從來の特別会計の基本は維持しつつも、補完的に財政措置を講ずること等によりまして、今後とも国有林野事業の經營を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

これは二点目の御質問の、公益機能の発揮についての経費負担ということをもつたがつてくるところでござりますけれども、この面につきましては、特に国有林野事業に求められております要請が非常に多様化しておりますし、この公益的発揮と同時に、また農山村地域の振興という問題もござりますので、これまでも特別措置法に基づきまして経営改善を図ってきてるところで、同時にまた、そういう使命の発揮というものを考えまして、必要な経費につきましての一般会計からの繰り入れ措置を行つてきましたが、平成三年度の予算案におきましても造林、林道の整備につきまして、一般会計繰り入れの対象を民有林補助体系と同一にいたしますとともに、今回の改正法案におきまして、さらに森林計画の作成に要する経費など一般行政的な経費を繰り入れの対象として追加いたしたいということでござります。したがいまして、今後とも一般会計繰り入れにつきましては確保努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さらに三点目の御質問、確かに三度目の計画変更ということになるわけでござりますけれども、今回の改善問題につきましては、昨年、さらに一昨年以来ということにもなるかと思うのでございますけれども、林政策議会でも十分御審議もいただきまして、その際に、やはり可及的に、この累積債務の増大ということをございますし、速やかに新たな改善計画を策定して国有林野事業の改善を行つべきだというような方向も示されておるわけでございまして、私どもは、これにつきましては全力を挙げて取り組んでまいり所存でございま

具体的な方策といったしましては、種々ございま
すけれども、特に要点ということになりますと、

累積債務処理問題、これを区分するということです
ござりますが、経常の事業部門と区分をいたして
再建を図っていくことが大きなポイントでございましょう。しかし、その中で、関連いたし
まして、事業の民間実行の徹底でござりますと
か、あるいはまた員員規模の適正化、組織機構の
簡素化、合理化あるいはまた自己収入の確保とい
うこと、このような自主的な改善努力も徹底して
行いますとともに、先ほどからの公益機能その他
の問題がございます。そういうような観点から、
造林、林道等の整備に要する経費なり、あるいは
また森林の保全管理の経費、費用につきましての
一般会計からの繰り入れを拡充するといふような
財政措置も講じまして、平成十二年度までに経営
の健全性の確立に必要な経営の体質の転換あるい
はまた改善の基本的条件の整備を図つてまいりま
して、経常事業部門の財政の健全化を達成してい
く考えでござります。
なおまた、累積債務処理につきましては、資産
処分収入の優先充当、経常事業部門で将来生ずる
剰余金の充當に加えまして、一般会計資金の繰り
入れ等の別途財源措置を講じまして、適切な累積
債務対策を進めていくこと等によりまして、平成
二十二年度までに経営の健全性の確立を図つてい
く考えてござりますけれども、これらを総合的に
推進いたしまして、私を初め関係職員全力を挙げ
ると同時に、またいろいろ国民各層の御支援もい
ただきまして、かたい決意のもとに経営の健全化
に取り組む覚悟でございます。
○石橋(大)委員 国有林野会計のあり方あるいは
一般会計からのさらなる大幅な繰り入れ等の問題に
ついては、今から展開をします労働力の確保やマ
ンパワーをどう補整していくかということとも絡
んで、緊急に、かなり思い切った方法、手段をと
らなければいけない、こういうこともありますので、ぜひひとつ頑張っていただきたいと思います
し、この点についてはまた最後に大臣からもちゃ
んと見解を承りたいと思ってます。
そこで、会計問題、財政問題について、以

上、基本的なことだけ伺つて、次に進みたいと思います。

私は、今日から、これからにかけて、今度の森林法の改正や国有林野事業の改善が、文字どおり実現できるかどうかはかかるで労働力の問題にある、こういうふうに実は考へているわけであります。もし今度の改善計画が崩れていくとすれば、私は、労働力の確保ができない、ここから崩れていくのじゃないか、こういう心配をしているわけであります。そういう意味で労働力問題が焦点である、こういうふうに考へていますので、以下、逐次この点について質問をしたいと思います。

まず、先ほど来から申し上げておりますように、国有林野改善特別計画による要員の削減、昭和三十九年度約八万九千人あつた人員が、五十三年度改善計画がスタートする時点で約六万五千人。これを最終的に平成五年度、一九九三年に二万人規模にまで大削減をする。非常に大幅な要員削減が行われておるわけであります。

この上さらに、去年の九月に発表された総務庁の行政監察報告に沿つて、例えば二万人体制の中で定員内職員は一万三千人に削減しても、公有林事業に比べてなお多い。また、定員外職員七千人についても、直用事業は請負事業に比べてまだコストが高い。そしてまた、昭和十年代の伐採量は現在と同程度の一千万立方メートルで、要員は一万人程度であった。こういうことを指摘をしながら、二万人からさらに減らすべきだ、こういうようない要員削減について、さらに合理化を求められるような動きもあるわけであります。並行して林野庁の組織、機構の末端に至るまでさらなる縮小、再編成が求められておるわけであります。

そして、その結果として考へられておりますのは、今まで林野庁が直接国の事業として行ってきた仕事を、要員削減の分、民間事業体の請負化によつて消化をしていく、こういう方向が基本になつておるわけであります。そして、私は端的に言つて、こういうことは国有林の労働問題が民間事業体の労働問題に置きかえられていく、ひいては

今日の山村の労働問題に置きかえられていく、そういうことだらう、こういうふうに思つておるわけであります。果たして今日の民間事業体や山村にそぞろ条件があるのかどうか。私は、そういう条件はないのじゃないか、こういうふうに現状認識をしているわけであります。

一昨日、五日に林野庁からいただきました「一

九九〇年世界農業センサス結果概要」を見ましても、造林業者は昭和五十五年から平成二年の十年間に一二・三%減少、造林だけの業者は二三・二%減少、非常に大きく減つておるわけであります。

素材生産業者は、同じく昭和五十五年から平成二年の十年間に二八・四%の減少、素材生産だけを專業にする業者は三三・八%、三割も減つていいわけであります。林業専業労働者は、年間百五十日以上林業に従事をした人の数ですが、同じく昭和五十五年から平成二年の十年間に三〇・三%、これも大幅に減少しているわけであります。

こういう惨憺たる実情を見ると、今日の民間事業体にもまた山村にも、今のよくな園芸事業から転嫁をされる仕事を担うような条件はもはや存在しないのではないか、こう私は思つていています。が、この点について林野庁の現状認識をまず伺いたいと思います。

○入澤政府委員 労働省の長期見通し等からしまして、確かに今先生御指摘のとおり、相当労働者は減つております。

我が国の林業就業者数、これは先般発表されま

したセンサスではなくて国勢調査の結果でございますけれども、昭和五十五年の十九万人から、平成二年には十二万人になるといふに減少してしまった。一方、労働力人口の伸びは、これまでの一%程度の伸びから、一九九〇一九五年では年率〇・七%と低下し、一九九五年から二〇〇〇年にかけては年率〇・二%とほとんど増加しない。特に労働力のうち雇用の割合の高い十五一五十九歳層は一九九五年をピークに減少していくこととしまして、このよくな厳しい状況でございます。そこで、一層社会保障の拡充強化、所得の確保、機械化の促進、それからまた、都市と農山村のギャップを埋めるような各般の施策を進めていくことが必要じやないか、というふうに認識しております。

○石橋(大)委員 今、次長の方からも少し触れられましたが、非常に逼迫する今後の労働力需給、そしてまた、結果として激化する産業間競争の中で森林・林業の担い手を確保するためにどうするか、こうしたことについて次に伺いたいと思います。

まず、今触れられました平成元年三月に今後の中長期にわたつて通用する労働政策を検討するための労働省内に設置された労働政策企画プロジェクトチームが去年の五月に発表いたしました「労働力供給構造の変化に対応した雇用政策に関する研究会」、この報告書でも、二〇〇〇年には現在の三分の二程度に減少するという状況にござります。

私ども、このような厳しい状況を踏まえまして、将来の林業労働力をどうやって確保したらいいかということで、まずその前提として、見通し

がどうかということを計算しております。国勢調査をベースにいたしまして、林業就業者の年齢階層別の増減率、通称コードホート分析というふうに統計学上言つておりますけれども、これによりますと、現在の十二万人の就業者数は、西暦二〇〇〇年、平成十三年に、十年後には約半分の六万人

程度になるというふうに試算されております。こういう情勢でございますので、労働問題は林政の根幹的な問題であるという認識のもとに、昨年十二月の林政審議会の答申におかれまして、緊急措定によるというふうに試算されております。こ

れでございます。

私は、今回の森林法の改正においても、緊急措定によるところを踏まえまして、全国計画それから地域の森林計画、市町村の森林整備計画における効果的に対策を講じるという指摘があつたわ

けでございます。

私は、今回の森林法の改正においても、緊急措定によるところを踏まえまして、全国計画それ

から地域の森林計画、市町村の森林整備計画における効果的に対策を講じるという指摘があつたわ

けでございます。

私は、今回の森林法の改正においても、緊急措定によるところを踏まえまして、全国計画それ

から地域の森林計画、市町村の森林整備計画における効果的に

労働災害、これも五十年を一〇〇といたします
と、死亡災害は五六%というふうに減少しております。

それからまた、生活基盤の拡充等を含めまして、就労長期化ということで、百五十日以上就労する人数は、当時は四七%でしたけれども、現在五四%というふうにふえております。

まあ徐々にではありますけれども、林政審答申を受けまして各種の政策を開展しながら改善されております。しかし、これをもって十分というわけではありません。私どもは、これをさらに強化していくかなくてはいかぬというふうに思つております。

こういぢ事実は、現状のまま推移したとして、一方における新規卒業者の就職の減少とも相まって、時間の経過とともに林業労働者の決定的な不足ないしは、消滅と言うのはちょっと酷かも知れませんが、そういう厳しい状況に逢着しかねないのではないか、こういうよう心配をされるわけであります。今そのことも含めて答弁がありましたから、この辺はいいですが、そういう厳しい状況だ。

件、立木販売で十二件の重大事故が発生しております。その都度私どもは、营林局等にその原因について内容を十分分析して対応策をとるように指示しております。

災害内容を見てみると、安全な作業行動の徹底をすれば防止できる災害も少なくないという報告もございます。労働安全対策を強化することが今後の基本的な課題だと思っております。

特に国有林野事業の請負との関係におきましては、その請負契約とか立木販売契約の締結に当たっては、法令に基づく労働安全関係の諸制度、諸事項を十分遵守するように周知徹底を図ること、がまず基本ではないかと思いますし、それからまた、緊急連絡体制の整備を図るとか、累次災害の防止を図るために諸般の情報提供をやるとか、シ

就職者数六十五万五千九百二名、農業への就職者がそのうち三千九百八十二名、林業への就職者がたったの二百名、漁業への就職者が九百九十二名。

ついでに、林業について男女別を見ますと、男性が百五十五名、女性が四十五名ということになりますから、出発点で既に深刻なお嫁さん不足を示す構造がここに歴然としていると私は思っています。

いずれにいたしましても、国土の七割を占める森林、しかも国民全体のために、良好な生存の条件を維持していくために、ますます重要な役割を期待される林業への就職者が全国でたった二百人。それも現状のままだとますます減少の一途をたどって、やがては二けた台に低下していくのも時間の問題ではないか。極めて惨憺たる状況と言わざるを得ないと思うのであります。

学校基本調査によりまして全国の農業高校の卒業者の進路を見ますと、昭和六十三年の卒業者四万六千九百三十人、うち就職者が三万五千百九人、農林業就職者が二千百三十三人、林業就職者はこの点でも何とったの七十一人。他の高校も含めて全高校から林業へ就職した者が二百人、こういうことになつてゐるわけであります。せつかく農業高校を卒業しても、農業、林業に就職した者合わせてわずかに二千二百四人、卒業者全体の5%にも満たない数字になつてゐるわけであります。

昭和三十五年のピーク時には、林業への就職者がそれでも六百六十六名ありましたけれども、そ

の後毎年減少の一途をたどって、平成元年には六十七名、およそ十分の一に激減しているわけあります。しかも、この中には森林組合や営林署に就職して事務労働に従事をしている人も含むわけですから、山に入つて現場で働いている者ということになりますと、さらに少ないこと見られます。こういう今までの推移に照らしまして、また、これから特に若年労働者、青年労働者をめぐつて産業間の激しい争奪戦が展開されることを考えま

件、立木販売で十二件の重大事故が発生しております。その都度私どもは、営林局等にその原因と内容を十分分析して対応策をとるよう指示しております。

災害内容を見てみると、安全な作業行動の徹底をすれば防止できる災害も少なくないという報告もございます。労働安全対策を強化することとなりまして、法令に基づく労働安全関係の諸制度、諸項目を十分遵守するように周知徹底を図ることによってまず基本ではないかと思いますし、それからまた、緊急連絡体制の整備を図るとか、累次災害の防止を図るために諸般の情報提供をやるとか、巡回点検指導をやるとか、非常にきめの細かい施設等を展開することが必要ではないかと思っております。

○石橋(大)委員 いずれにしましても、先ほど申上げましたように、民間事業体での死亡事故件数の発生率は非常に高いわけですから、この上、さらに死亡災害事故まで請け負わせないようにな意ひとつ一段の努力をお願いしたいと思います。

次に、青年労働者の確保対策、若年労働力をどういうようにして確保するか、どこの林業地帯でも非常に深刻な問題です。このことに絞つて幾つかまとめて申し上げたいと思いますので、まとめてひとつお答えをいただきたいと思います。

国民の森林に対する多様なニーズにこたえる森林整備を進めるためにも、国産材時代の到来を目指して林業の振興を図っていくためにも、優秀な若い人たち、青年労働者をいかにして確保していくかが、伝統ある林業地帯でも、また山村全体の活力を維持していくためにも、最も重要な一つの問題だと私は先ほど申し上げましたが、今考えております。

すと、先ほどから申し上げておりますように、よほど思い切った青年労働者対策を、国有林、民有林を含めて統一的に考えておかないと、森林・林野事業の次代を担う人材は消滅せざるを得ないのではないかと心配をするわけあります。

社会党は、そういう情勢を展望しながら、別に森林労働法という独自の立法的裏づけを持つて新たな森林労働政策を打ち出しているわけでありまして、以下五点について質問します。

まず第一は、最近の若い人たちの新しい勤労観

ともいうべき意識の変化はどう対応するのかといふ問題であります。すなわち、「労働よりも余暇、家庭面を」「貯蓄よりも消費を」「仕事の内容よりも体面を」「責任、使命感、昇進よりも単にその成果分配を求める」、こういう傾向が非常に強まっている。

製造業の技術革新を担うことが期待される技術系大学卒業者が、単に収入の高さに引かれて銀行や保険業などのサービス産業へ就職する傾向が非常に強まっている。いわゆる三Kと称される、汚い、危険、きついと言われる仕事を敬遠する傾向などにどう対処するか、こういう勤労観の変化に対して、今後の林業における青年労働者を確保するために林野庁はいかなる対策を用意されているのか、これがまず一つであります。

第二は、現在から将来にかけて我が国の森林・

林業にかかる基幹的な労働者は、今までのタイプと違つて新しい型の労働者が必要としているのではないかと私は思つてゐるわけであります。

労働者といいますとどうしても筋肉労働者のイメージがつきまとつて、狭いタイプの労働者像を思つてしまつますが、私は、そういう意味でいうと、これから的新しいタイプの森林・林業労働者政

はあさわしいかもしれない、こう思つておりますが、具体的にどういうことを考へておられますと、在来型の従事者は、主として木材生

産にかかわる造林保育、伐採運搬にかかわる、ま

あ筋肉労働者

といふ

わけ

では

ない

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

で

す

が

、

そ

の

まして、給料を安定させ、定休日とか休暇等もきちんとそれのようにしていくことが基本ではないかと思つております。

もう一つは、最近の若者は特に機械等につきまして大変関心を持っております。我々は、林業の労働現場を誇りあるものにする、楽しいものにするというふうなことを念頭に置いて政策を進めなければいけない。機械そのものは、単に労働生産性を上げるということだけではなくて、そういう若者のニーズにも合うようなものにしていくことが必要ではないかと思っております。今度国有林改革でまた別途議論されますけれども、そのように国有林の現場も改めていきたいと思っております。

それから新しい言葉で新哲學側者対策ということが出来たけれども、私は非常にいい言葉をやないかと思ったら感心して聞いていたのですが、やはり森林につきましてはいろいろな知識を持っている、自分たちが森林・林業についてプロであるという誇りを持てるようにならなければいけない。そのためには知的労働と筋肉労働をあわせ持つて林業労働を行うのだという認識を持つように、我々は、いろいろな機会に若者を訓練しなければいけないかと思つておられます。そういうことをするためにも給料はもちろん保障しなければいけませんし、いろいろな技能士の制度とか何かそういうふうなことを広範につくっていくことも必要じゃないかというふうに思つております。

それから、今度一面適当たり何人くらいの労働力が必要なんだろうかといふことにつきましては、また別途議論されますが、流域ごとに生産性の向上目標とか就労条件の改善目標をつくりまして議論することになります。

平成二年年度の労働白書でも、有業者の余暇と仕事に関する意識ということで調査したものがござりますけれども、仕事が大切とする者が減少いたしました。仕事も余暇も大切、あるいは余暇が大切とする者が増加しております。余暇の実態を年齢別に見ますと、若年者ほどスポーツなど積極的活動を志向する傾向が強い、こういう状況にござります。林業に関係する労働者も若者も例外ではありません。都会へ出てきて文化、芸術を享受するのもいいのですけれども、各地方都市でユニー

ークな催し物がたくさん行なわれております。
例えば大分県の湯布院で世界映画祭であるとか、あるいは群馬県の草津町で世界音楽祭とか、そういうふうな催しがありますて、大変若者に人気を得ておりますけれども、そういう試みがふるさと創生の一環として各地で行なわれていくとともに、わざわざ東京に来なくとも、各地方で高い芸術、文化の一端に触れるという機会を提供する意味で適切じゃないかというふうにも考えておられます。

いたしまして、やはり部下職員がよき伴侶に恵まれまして、立派な家庭を持つて仕事に打ち込んでいただきたい、このような観点から、この結婚問題につきましても常に気にかけているところでございました。そういうような意味で、先生御指

摘の点につきまして、調べてみまして知り得ましたことにつきまして若干御報告させていただきました。いと思う次第でございます。

まず、国民全体の年齢別に見た未婚者割合で

さいますけれども、年次的にだんだん未婚者の割合が男女ともに高まっている状況にあるということでござります。男女別に見まして、いわゆる結婚適齢期というような言葉がございますが、これはどの程度の範囲がどうかということは、私も専門ではございませんけれども、二十五歳ないし三十九歳までの未婚割合というのが最近特に高まっている状況にあるということでござります。

昭和六十年では、三十ないし三十四歳の男子で

ございますが、未婚割合は二八・一%であつたと
いうことでござりますけれども、これと比較しま
して、国有林野事業に従事する職員の場合でござ
いますが、平成二年の四月一日現在で見ますと、
三十一歳ないし三十五歳までの未婚割合は二〇・%
ということで、一般よりむしろ少ない数字じやな
いかというような結果が出ております。そういう
意味で、特に国有林野関係がおくっているかどうか
かということは簡単には言えないのではないかと

な、この問題、個人的な問題もございますけれども、最初に申しましたように、国有林がより魅力のある職場で、しかも若い人が元気を出して仕事に打ち込んでいただきたいということ、これは大変重要なことでございますので、私も、今後とも我々の職場というものが生き生きと若い人に働き

していただけようが別途持ていかなければいけない、このような観点から、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

○石橋(大)委員 せつかく努力をするというお答えをいただきまして、林野の若い労働者の皆さんに心がけて、必ず今後ともよろしくお願

時間があと十五分ぐらいになりましたが、弓き
統いて労働力の問題について、こく簡単に。
一つは高齢者対策について。まつさゆ二年目
いしたい、こうじうとを申し上げておきたいと
思います。

したように、労働力需給が非常に逼迫をしてくる。六十五歳以上の高齢労働者を八十万人から九十万人新たに労働力化をしなければいかぬ、こういう分析を労働省はしておる。林野庁は、高齢労働者の二つからの活用法について、どう考えておら

れるのか、それが一つ。
もう一つは、女性労働力の積極的な活用についてどう考えておられるか、こういうことであります。これも労働省の分析では、さつき私も申し上げましたように、現在の女性の就業率をさらに一五%高めることによって新たに六百万人の女性を労働力化をしても、なおかつ二〇一〇年には不足

だ、こう言っているわけであります。いずれにいたしましても、これからは女性に優しくない職場は生き残れない、こういう状況が展開していくのではないか、こう言われているわけですね。

林野庁は長い間、女人禁制をあえてとったわけでもないでしょうが、伝統的なイメージからいえば男中心の仕事だ、こういうこともあって、森林組合の作業員の中には農家のおかみさんなんかもおりますけれども、正規の職員として、労働者対策として女性問題を大々的に取り上げる、そ

うことは余りなかつたのじやないか、こう思うのです。西ドイツの統計を見ますと、一九八四年の数字ですが、林業労働者数十万三千人のうち三万九千人、約四〇%が女性。恐らくソ連なんかは、女性の林業で働いている人はもつと多いのじやないか、こう思うのです。

この間、沼田の機械センターを一日視察をさせていただきましたが、最先端を行く機械装置が進んでいけば、女性も從来とは違つて簡単に機械操作をして仕事ができる、こういう状況はこれから

進んでいくと思うのです。
そういうことも含めまして、「女性よ、大地で愛を育てよう」ぐらいなロマンチズムのある呼びかけもしながら積極的に女性労働力をこれから活用していくかなければならぬ、こう思っておりますが、さつきも言いましたように時間がありますから、この二つの点についてごく簡単にお答えを願いたい。

○入澤政府委員 先に、先ほど一つ答弁漏れがございましたので追加させていただきますと、子供たちの学生寮を都会にということは、これは非常に貴重な提言でございますので、関係団体ともよし相談して検討してまいりたいと思います。

高齢者対策でござりますけれども、私は、働く意欲と能力のある限り、そういう高齢者には職場が提供されでしかるべきである。政府、自治体の重要な使命であるというふうに思っております。

この前、企画室長のときに書きました、農政審議会の「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」

でもそのことが触れられております。高齢者の知識、技能は軽視すべきではなくて、ますますこれを利用して、老壯青一体となつて農林水産業の発展を図つていくことが必要じやないかと思ひます。

林野庁におきましては、技能の向上、それから多能化等の促進に努めて、特に若者のリーダーとしての役割を期待するよう職場の活用を考えたいと思っておりますし、特に国有林の労働者につきましては、退職したOBの皆さん方を中心広範に会社をつくって、そして民有林労働力の不足しているような現場に行って腕を振るつていただく、そういうふうな政策もあわせて考えなくてはいけないというふうに考えております。それからまた、シイタケ栽培とか特用林産物の生産につきましても、高齢者を活用した対策がこれからも私は広範につくられていくと思っております。

〔東力委員長代理退席、委員長着席〕

それから、女性の問題でございますけれども、これは非常に重要な問題であります。ことしの一月に出されました、労働省の労働力供給構造の変化に対応した雇用政策のあり方に関する研究会におきましても、今後女性の労働力の活用が極めて重要である、女性の働きやすい職場環境の整備が必要であるというふうなことが提言されておりまます。

農業におきましては、もう既にその相当部分が婦人によって担われておりますし、そういうことを十分に認識した上で、農業におきましては三月十日、農村婦人の日ということで、女性に感謝する日のいろいろな催し物がなされておりますけれども、私は、林業においてもそのような考え方が必要になってくるのじやないかと思います。ただ、労働力を女性に依存する場合に、基本的には作業体系の見直しをしなければいけない、女性用のマニュアルを十分に開発研究して進めていくことが必要じやないかというふうに思つております。

す。

いずれにしましても、女性労働力は十分に重視をした上で、これから林政を開拓していくかなけれどいかなぬと考えております。

○石橋(大)委員

最後に、森林法の一部改正についてまとめて何点か質問をしたいと思います。

時間がありませんので簡単に申し上げます。

まず一つは、アメリカの森林計画法を見ますと、森林計画というよりは資源計画法という名前がついておりますように、五十年ぐらいにわたり非常に綿密な森林生物の動向まで含めたアセスメントをしっかりとやる、そしてそういうしっかりとアセスメントの上に立つて計画を立てる、その計画を立てる過程では、最終計画が決定される前の段階で国民的、地域的各レベルでちゃんと国

か。

三番目に、市町村の役割が非常に大きく取り上げられて、大変な期待がかけられている。市町村にそういう条件があるかどうかということもありますが、従来、非常に広範囲にわたる計画の中で、市町村との関係がなかなかうまくいっていないといふような話を聞くわけであります。

以上まとめ、最後に大臣の方から重大な決意御承知のとおり、自然環境をめぐつて、また森

林や地域住民の意見を徵するような仕組みができる上がっている。これは今の日本の計画法の中にもあるようですが、しかしそれほど知られていない。アメリカでは一九八五年のそういう連邦の計画に対する国民の意見が約千八百ぐら寄せられている。

○小澤政府委員

お答えいたします。

御承知のとおり、自然環境をめぐつて、また森林開発をめぐつて我が国でも最近いろいろな住民運動が起り、中には行政当局との間で大変深刻な紛争になるというようなこともあるわけであります。いすれにいたしましても、自然環境の保全

かといふことでござりますけれども、流域はあくまで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておるのか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合わないような状況がある、こう言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

としての市町村長の意見を聞くこととしているところでございます。また、地域森林計画を樹立した際には、計画を公表いたしまして、意見のある

者からその申し立てを受けることとしてございま

す。我が国の森林計画策定の手法は米国とは若干

異なる点もござりますけれども、先生が今御指摘された事項についても把握をし、さらに都道府県

森林審議会におきまして、学識経験者との意見を聞きますとともに、地域住民を代表する者

の意見を聞きますとともに、地域住民の意見を聞きますとともに、地域住民を代表する者

の意見を聞くわけであります。また、地域森林計画を樹立した際には、計画を公表いたしまして、意見のある

者からその申し立てを受けることとしてございま

す。それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合わないような状況がある、こう言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合わないような状況がある、こう言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合わないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

から、上から下と計画の数字がおりてくる、市

町村レベルを含めて現場の実態とそれがなかなか合かないような状況がある、こうと言われていますが、この点はどうなのか。それから、環境問題がますます厳しくなっている、こういう環境的な問題を計画の中に計量化して評価できるような手段、方法を開発すべきではないか、この点どう

か。

それから、流域のイメージ、流域というのは何

かといふことでござりますけれども、流域はあく

まで上流、下流という問題がござります。上流の

方は木材を生産する場、あるいは森林という環境

を利用して、あるいは活用して、機能を生かして

いくという場でございます。この際に、上流の方

は民有林、国有林ござりますので、この連携を十分とてやりたいということでござります。

それから二つ目に、流域単位とする計画区の設

定について出されていますけれども、この流域単

位といふことの具体的な姿が余り浮かんでこな

い。この点、どういうふうにお考えになつておる

のか。それから、森林計画をめぐる問題について、いろいろな関係者の話を聞くと、一つは、国

改善、極めて重要な点でございます。この点につきましては、自主的な改善努力の徹底を図ると同時に、累積債務につきまして経常事業部門と区分をいたしまして処理をするということになつておられます。先ほどから申しておりますように、この際、資産処分収入の優先充当あるいは経常事業部門で将来生ずる剰余資金の充当、さらにまた別途財源措置を講ずるということでございますけれども、この一般会計資金の繰り入れでございますけれども、今先生が申されましたように、百億円を計算しているところでございます。平成三年度予算はそのとおりでございますが、今回御審議をお願いしております法案の中におきましては、借錢かえの借入金等の償還金を一般会計繰り入れの対象に追加するということでございます。しかしながら、先ほど先生おっしゃいました今回の百億円につきましては、その分は入っておらないわけでございまして、いわゆる利子分ということで百億円の計上になるわけでございますが、新しい繰り入れ措置を今回の法律で明定していただきまして、そして今後はこれらにつきましての繰り入れの確保につきまして各般の努力をしてまいる考え方でございます。したがいまして、現在明確にいつ幾らというところまでは申し上げにくいわけでございますけれども、最大限の努力を行つてしまいたいというふうに思つております。

○畠込委員 その点、先ほど大臣の決意もございましたので、一層努力をいただきたいと思います。

○小澤政府委員 二兆三千億は確かに過去債務、今までの債務ということになるわけでございまして、今回の特別措置法の改正は、まさにこの部分と経常事業という部分を区分するということになつております。最初先生申されました経常事業につきましては、当面、まだ今後の経営改善ということも踏まえていくわけでございますが、借入金が新たに生ずる状況になつております。

この点につきましては、平成十二年度までにそういう借入金がなくても経営できる状態を持つておられます。最初に区分をするといふことは、その要点はやはり今後、経常事業が累積債務によって支障を受けないよう解消していくことになるわけでございまして、一方で累積債務につきましては、まさに区分をするといふことは、その要点はやはり今後、経常事業が累積債務によって支障を受けないよう区分けたいということがござりますので区分けでございますけれども、累積債務につきましては、累積債務として処理をしていく必要がございまして、この点につきましては、その場合、借りかえというような措置をとりながら、もし収入等が十分でない場合は、収入につきましては、先ほどの申し上げましたような資産処分等をもつて充てるわけでござりますけれども、借りかえていく必要もできますので、その部分での債務のトータル額というのは動く可能性は確かにございますけれども、この点につきましては、今の段階では今後どういうふうにいかかということは明確にはしていないものでございます。しかしながら、こういう債務が今後膨らまないようにやはり徹底した資産処理等を行つて埋める、またその他の手法もあわせ措置を講ずる、こういうことになろうかと思ふわけでございます。

○堀込委員 もよと明確でないので、いずれにしても現在の債務は一兆三千億ある、累積債務処

理のために借入金を充てながらやつていく、あるいは借りかえたりいろいろしていくわけですから、そこにまた利息が生まれる、こうなりますね。私、単純に計算しますと、そういうものを含めて返す額というのはやはり三兆五千億をちょっと超えるのではないかという感じがするのですけれども、今長官は余り明確に言わなかつたわけですけれども、そういう感じになるわけですね。そうすると、そのうち一兆二、三千億は、先ほど答弁がございましたように資産と林野の売却で何とか消していく。そうすると、二兆円強というものがどこかで財源手当てをしないとこの債務処理ができるいかない、こういう勘定になるわけです。経常事業部門の利益が将来うんと出ればいいわけですから、しかしこれは、木材価格がどういうふうになるかわからないし、今明確にこの程度出るということはわからないわけです。したがって、そういう不確定なものを手当てにすることはできない。そうするとこれは、二兆円強というものを一般会計でん補をせざるを得ないということにこの累積債務処理計画といふのはなるのじやないか、こういうふうに私はこの予算書を見るわけですね。そうすると、単純に計算すると、一十年間ですから、一年間に一千億円は要る、こういうことになるのじやないかと、いうふうに思うのですが、されども、そうでなければ累積債務といふものは消えていかない、こういう計算が成り立つわけですが、いかがでしょうか。

どうするかということは、今の時点では明確ではないわけでござりますけれども、經營する立場といたことになりますと、やはり極力累積債務といふものを膨らまさないように努力が必要でござりますので、これが確かに膨らんでしまいますと、また累積債務処理というものがますます困難になるということを考へますので、極力そういう事態に追い込まれないように格段の努力をしていかなければならぬと思っていいるところでござります。

○堀込委員 努力、決意は結構でありますけれども、現実の数字が私はそうなつてゐるというふうに思うので、国有林野事業、これは民間会社じやありませんから、普通なら管財人を置いて、だれかが債権処理をやるということになるわけであります。もし私が管財人であれば、そういう状態だということを明確に言つて、やはり一千億出してもらわなければ困る、できませんということをはつきり言つつもりでありますけれども、林政審答申とか閣議了解でも、ある程度そのところはわかっていたのではないかというふうに私は想定するわけであります、ぜひそういう視点で、できるだけ率直に国民にも物を言いながら対応してほしいというふうに思います。

それで、関連しますから、経営事業部門の収支見通しで、まず業務収入が問題になるわけであります。今回の大綱でも、需要動向に応じた機動的販売の促進あるいは付加価値の向上に努める、こういうふうに言つておられるわけであります。率直に言って木材価格の上昇、なかなか難しいという情勢はあります。国有林の資源状況から、この伐採量の方も当面余り増加傾向にない、あるいは材質の向上も間伐材が増加するとか余り向上が期待できない、こういう情勢があるわけでありますね。一体何万立方ぐらいを予定して、その販売についてどういう見通しを持つておられるか、まず聞かせてください。

御指摘のように増大というようなことはならぬいわけございまして、資源的な制約もございますし、また自然保護等の公益的機能の高度発揮という要請もございますために、むしろ伐採量を縮減せざるを得ないという状況になっているところでございます。

現在、年間一千万立方尺の木材供給をやつておるわけでござりますけれども、これを今後は九百万立方程度に落としていくというふうに考えておるわけでございます。そういたしますと、木材收入についてどういうふうにするのかという問題がございまして、この点につきましては、いわゆる販売事業を今までよりもさらに一層活性化もし、機動的に行う必要があるというように考えております。

若干具体的に申し上げますと、まず付加価値の向上でございますが、この点につきましては需要動向をよく見きわめまして、樹種、材種の供給をニーズに合わせてやっていく必要があります。

それからなお、最近好評いただいているかと我思っているのですが、林内であらかじめ葉つきのままで乾燥した丸太、これをサンドライといふブランドにして生産、販売をやっておりますけれども、こういうものをさらに拡大していくことが、今まで乾燥した丸太、これをサンドライといふ

それから次に、マーケティング活動の強化でござりますけれども、需要に応じた採材でございますとかあるいは受注生産もやる、それから季節変動に対応して弾力的な生産、販売を実施していくというような点、それからさらだ、原木の市場がございますけれども、これらと、これはどちらかといいますと、民有林の方の材を扱っているわけでございますけれども、こういうところと協調いたしまして、大勢のお客さんに来ていただいて販売活動をやっていく、そして、産地銘柄化の形成も協調しながらやっていくということを積極的に取り組んでまいりまして、木材販売収入の確保にも努めてまいりたいと考えております。

○堀込委員 午後にいたしました。

○大原委員長 この際、休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀込委員 午前中、累積債務処理の方法、それから経常事業部門の業務収入の関連についてお伺いいたしました。

そこで、午前中石橋委員からも、分収育林とかその他の収入などもさらに努力をしてもらわなければならぬ、こうすることを申し上げましたので、経常事業部門の収入、自己収入の方でございまして、午前中石橋委員からも、分収育林とかその他の収入などもさらに努力をしてもらわなければならぬ、こうすることを申し上げましたのですが、これは業務収入にあわせまして、分収育林を初め新しいヒューマン・グリーン・プランとかふれあいの郷事業があるわけでありますから、そういう収入増の対策についてぜひ強化をいただ

きたいと思います。

そこで、収入の方はわかつたわけであります

が、今度は支出の方でございます。

これは、経常事業支出は人件費、物役費、こういうふうになるわけですね。そこで、平成五年に要員は二万人にする、組織機構も合理化をする、営林局の簡素化、合理化、営林署の数を三分の一程度減らしていく、担当区も三分一程度減らしていく、あるいは治山事務所の合理化等多岐にわたっておるわけであります。そのため、組織もあわせまして現場組織がござりますけれども、この際、機動的に現場部門を行なうために装備の充実を図りたいと考えております。車載型の携帯無線機なり自動車電話あるいは拡声マイク等を装備いたしました四WDの車両導入等機動力の向上を図りますこととあわせまして、連絡通信網の整備あるいは効率的な森林管理ができるような体制を整備いたしますとともに、林業事業体等民間による事業の実行体制を整備しつつ事業の請負化等を推進することとしているわけでございます。

これらによりまして経営改善を促進しつつ、かつて業務の適切な実施を行なっている考え方でござります。

○堀込委員 お答えいたします。

国有林野事業の経営の改善を図つてまいります

実行の徹底を図りまして、効率的かつ合理的な經營を進めてまいりたいと考えているわけでございます。

しかし、先生御指摘のよう、要員等の縮減あるいは組織の簡素化がありまして業務体制が万全となるかどうか、また万全でないと収入も減ることになるのではないか、このような御質問というふうに思いますので、お答えを申し上げるわけでございますけれども、要員の縮減等に伴いまして仕事がおろそかにならないよう各般の措置を講じてまいりたい、このように考えております。

具体的に申し上げますと、事務部門につきましては、業務の局署の集中処理化ということを考えておりますし、またオフィスオートメーション、OA化等によりまして事務の簡素合理化を図りますほか、可能な分野につきましては外部委託等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、事業部門でござりますけれども、現場につきましては、まず担当区の組織が、その他の組織もあわせまして現場組織がござりますけれども、この際、機動的に現場部門を行なうために装備の充実を図りたいと考えております。車載型の携帯無線機なり自動車電話あるいは拡声マイク等を装備いたしました四WDの車両導入等機動力の向上を図りますこととあわせまして、連絡通信網の整備あるいは効率的な森林管理ができるような体制を整備いたしますとともに、林業事業体等民間による事業の実行体制を整備しつつ事業の請負化等を推進することとしているわけでございます。

これらによりまして経営改善を促進しつつ、かつて業務の適切な実施を行なっている考え方でござります。

○堀込委員 それでは要員問題についてお尋ねを

いたします。

昭和五十三年に六万五千人あった要員規模が現

業務収入の約一千五百億というものは大体確保していきたいのだ、こういう決意だというふうに思つてます。その場合、前提が必要ですね。第一に、請負事業量の増加を消化し切れる請負体制

というものが必要だ。第二に、請負にしますと、今事業部門の方でいろいろ装備を充実するのだというふうに思つてます。つまり財政再建の考え方だけがどうも先行して見ても財政再建の考え方だけがどうも先行している、そのことが先に来ているのではないかといふふうに読めるわけであります。国有林野事業の結果すべき使命を發揮するための考え方はむしろあるいは事業部門では請負化を進め、こう後ろに下がつてゐるのではないか、こう見えて仕方がないわけであります。さつき民間会社の管財

ますけれども、まず全般的な業務ということから考えますと、伐採量についてはまだ若干の縮減もしなければならないといふ状況もございます。その後計画に沿つていくのかどうかという心配がございますが、いかがでしょうか。

ただ、この点につきましては、その点はございませんけれども、まず全般的な業務ということから考えますと、伐採量についてはまだ若干の縮減もしなければならないといふ状況もございます。その後計画に沿つて、伐採量をしまして、収支がそろうまく答弁がございましたけれども、そちらの方の、つ

うものが必要だ。第一に、請負にしますと、今事業部門の方でいろいろ装備を充実するのだといふふうに思つてます。つまり財政再建の考え方だけがどうも先行して見ても財政再建の考え方だけがどうも先行している、そのことが先に来ているのではないかといふふうに読めるわけであります。国有林野事業の結果すべき使命を發揮するための考え方はむしろあるいは事業部門では請負化を進め、こう後ろに下がつてゐるのではないか、こう見えて仕

人ということを言いましたけれども、そういう民間の倒産会社を管財していく場合であれば、必要な事業でも採算の合わないものをどんどん切つて採算点のとれるところまで人員も削減していく。こういうことでいいわけありますけれども、国有林という大切な国民的課題と使命を負つて仕事をする林野庁はそうはいかない、こういう問題があると思うのです。採算と業務の使命を調和させて適切な対応をしていかなければならない、こういうことだらうと思うのです。

私は、この三万四千人を二万人にして、果たして国民から期待される、そういう国有林の運営ができるかどうかという点が非常に疑問に思えて仕方がないわけであります。しかも、二万人にして今後の業務収入一千五百億を確保していく、こういふことを言つてゐるわけであります。では、今三万四千人でどうして二千五百億円しか上がらないのだ、何か今ちょっと非能率なことをしているのじゃないか、こういう疑問が起るわけですね。

三万四千人を一万四千人という膨大な人を減らし

て、なおかつ二千五百億円の事業収入を確保していくんといふことは、実際私も林野の職員の皆さんを知つております。本当にまじめにやつておられるけれども、本当に二万人にして、そんなにも人を減らして、なおかつ今の事業を確保できる、こういう見通しというのは本当にあります。しかし、いかがでしょうか。

○小澤政府委員 組織の簡素化あるいは要員の縮減等を図ります場合においても、国有林が持つております使命を十全に果たしていかなければならないということは、まず基本としてございます。ただ、そのためには、現在非常に不安定な状況となつておりますこの経営 자체を健全化するということがます最重要課題と私ども考えておる点でござります。

その中で要員なりあるいは組織の問題が出てくわがでございますが、その際に私ども考えていかなければならぬのは、一つは、確かに先生おっしゃいますように、収入に直結いたします部門

について心配はないかというふうなこと。それからもう一つは、国有林という相当な面積の森林を管理している、これが適正に行われるかどうかと

採算点のとれるところまで人員も削減していく、

こういうことでいいわけありますけれども、國

を守る林野庁はそうはいかない、こういう問題があると思うのです。採算と業務の使命を調和させ

て適切な対応をしていかなければならない、こう

いうことだらうと思うのです。

それから、いわゆる直接森林の管理を受け持つております部門は、担当区事務所等の現場組織といふものがござりますけれども、このところはしっかりとその力を發揮するということが必要でございますので、この点につきましても、先ほど申し上げましたけれども、装備はしっかりとさせ機動力も持たせ、簡素化を図る中ではござりますけれども、着実な経営管理ができますように対応してまいりたい、このように考えておるわけ

でございます。

○小澤政府委員 事業収入の確保のできるところは人

は減らさない、そうでないところで人を減らして

何とか二万人に持つていく、今こういう答弁だつたと思います。

そこで、今ちょっとよくわからないのですけれども、今の要員について別の角度からもう少し伺いたいと思います。

○小澤政府委員 組織の簡素化あるいは要員の縮

減等を図ります場合においても、国有林が持つて

おります使命を十全に果たしていかなければなら

ないということは、まず基本としてございます。

ただ、そのためには、現在非常に不安定な状況と

なつておりますこの経営 자체を健全化するとい

うことがます最重要課題と私ども考えておる点でござります。

林野庁の年齢構成を見てみると、実に五十歳

以上が六三%以上占めているわけです。ここ十

ぐらい、六十歳定年になりますと毎年二千人ぐら

いのがやめしていく、こういう年齢構成になつてい

るはずであります。逆に四十歳以下の人は一〇%

ぐらいしかいない。大変な年齢構成になつて

いるわけです。私が単純に計算しますと、十年後に

は、六三%ですから二万一千人ぐらいの人がおや

めになつてしまふ、こういうことになるのです

ね。そうすると、新採用がなければ一万二千人ぐ

らいの人しか十年後に残らないのですね。十年後

について心配はないかというふうなこと。それか

らもう一つは、国有林という相当な面積の森林を

管理している、これが適正に行われるかどうかと

いうようなことがあるかと思います。

この点につきまして、業務部門につきまして

は、先ほど申し上げましたように民間実行の徹底

を図り、また間接部門の合理化等もやりまして対

応していく、収入については確保していく必要が

ございますから、そういうようにさせていただき

たいと思います。

それから、いわゆる直接森林の管理を受け持つ

ております部門は、担当区事務所等の現場組織と

いうものがござりますけれども、このところは

しっかりとその力を發揮するということが必要で

ございますので、この点につきましても、先ほど

申し上げましたけれども、装備はしっかりとさ

せて機動力も持たせ、簡素化を図る中ではござい

ますけれども、着実な経営管理ができますよう

に、平成五年に二万人にするんだ、それまでは退

職勧奨をやつてまでやつていくということを林野

はわかるけれども、この改善計画で、いつ二万人

にすると言つてゐるのでしょうか。そしてそのため

に、平成五年に二万人にするんだ、それまでは退

職勧奨をやつてまでやつしていくことを林野

はわかるけれども、この改善計画で、いつ二万人

にすると言つてゐるのでしょうか。そしてそのため

六十人の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。これは間違いないと思うのです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

もう一つは、二万人体制と言つておるわけですか。

六十年の人を採用していかないと二万人にならなければなりません。そういう計算になるわけです。

○小澤政府委員 今三万四千人で事業をやつしている、

二万人にする、なおかつ二千五百億円の事業収入

を確保していく、その答弁については、事業収入

に直接かかわっている人は減らさないんだ、そし

て二万人にするんだ、こう言つんですね。これは

くわからぬのですけれども、そういう年齢構成になつてゐるのじやないでしょうか。いかがですか。

けでございます。その後はどうなるのかというようなお尋ねかと思ひますけれども、その後の問題につきましては、必要最小限度の要員を確保していくという考えに立つておりますが、今後の人員の問題につきましては、まず二万人の目標達成の見込みといいますか、めどがつかないといけません。この二万人の問題にいたしましても、実は自然体で考えておつたのでは達成はもちろんできないわけでございまして、この点につきましてもいろいろと、労使間の御協力も必要ですし、また政府全体での御協力も得てやつていただきたいと思うわけでございます。その後につきましては、まず二万人目標のめどがつくような段階においてまた検討してまいりというように考えておるわけでございます。

○堀込委員 確かに平成五年に二万人になると、自然にはなりませんね。しかし、平成六年、七年、そう遠くない将来に、退職金を上積みして退職勧奨をやらなくとも自然になつていくわけですね。むしろその先はどんどん減っていくから、大変な事態になつているんですよ。だから、問題の根源的解決は、私は、林野庁の職員の年齢構成を見る限り、どう人員を減らしていくかという点ではなくて、むしろこれから国有林を担う人をどうやって育成していくのか、どうやって採用していくのか、もし二万人というベースを置くとしたらそういう考え方にならないと、これは、午前中、石橋委員が労働力問題を言いましたけれども、そういう問題に行き詰まるのではないか、こういうふうになるわけでして、将来の要員確保についてぜひそういうことを見て対応していただきたいと思うのです。

余り時間がなくなつてしまひましたのでもう少し率直に伺いますが、それでは、二万人体制にして経常事業部門の歳出をどのぐらいに抑えようとしているのですか。ことの入件費一千五百億円余り、それから利子・償還金、それぞれあるわけがありましたが、平成五年度で二万人にする、経常事業支

出の方は大体この程度予測しているんだ。十年でバランスをとろうとしているわけありますから、そこへ五年後からことしの借入金の元金の返済が入ってくるわけですね。そうすると、人件費をすごく減らしていくかないと経常事業部門の収支がどれくらいか、こういう問題が出てきますね。どの程度予測しているのですか。

今の答弁とあわせて、私は考えるに、二万人ではなくてもっと低いことを考えているのではないかというふうに思えて仕方ないのですが、いかがでしょうか。

ほんとうに、五年度末二万人ということでございますけれども、その時点における収支状況はどうかということでございます。

まず、自己収入でございますけれども、資源的状況等からして伐採量は減少させざるを得ないと見えます。したがいまして、林産物収入につきましては、材価はどうなるかという問題はまだございますけれども、減少を考えておく必要があるだろうと、そういうふうに思います。一方で別途収入、つまりヒューマン・グリーン・プランでございますとか、ふれあいの郷整備事業の推進等、あるいは貸付料収入等の増加は一方において見込まれるというふうに思っております。

支出につきましては、請負化等による事業の民間実行の進展に伴いまして、これにかかる経費は先生も御指摘のように増加すると見込む必要があると思います。一方、要員規模の縮減に伴いまして、人件費の減少というものは見込んでよいと思いません。それから一方で、伐採量を減少せざるを得ないということなどから、素材生産なり造林等の事業量が減少しますので、これにかかる経費は減少するというふうに考えております。

これを総合的に勘案するとどうなるかといふと、なるわけでござりますけれども、ただし、れにつきましてはそれぞれ材価問題あるいは人費等はどういうふうに動くかということは、いろいろな因子が出てくるわけでございます。したいまして、支出につきましては現在よりも低下するとはもちろん考えておりますけれども、どのくらいかということはなかなか明確にはできないでございます。それから同時に、ですから単年の借入金をやりまして不足を補つていくわけですが、これも平成三年度は一千億円強をておりますけれども、借入金は減少するといううに考えております。そのようなことでございして、数字そのものが今の時点で明確になるわけではございません。しかしながら、支出についは減少はしていくであろうということでございます。

それから「万人問題につきましては、二二万人上の減少を考えているのではないか」ということございますけれども、そのようなことではございません。

○堀込委員 説明は必ずしも納得する中身ではないのであります。いずれにしても経常収支の支の方も新たな借入金がさらにな債務を呼んでいいというような状況があるわけでありまして、しこの借金を経常事業部門に入れたことによて、ある程度人員を削減したり、事業収入はそこかといって現行を確保しなければいけない、こいつのような状況で何とか帳じりを合わせていかいと合つていかないということなんですね。しかし一方で、この利子・償還金は年々ふえていく、それに合わせて人件費、物役費を減らしていくか、いと、どうも経常収支の方も収支が合つていかない、こういうことになるのですね。ですから、これは、これはどう見ても一般会計の繰り入れをどういうふうに拡大していくか、こういうことに実感話を戻るわけでありまして、そこで大臣にお伺をいたしました。

ども、経理を分離しましたけれども、累積債務処理の方の收支を二十年かけて合わせる方も極めて大変だ。経常事業部門の方も、今二万人体制でやつしていくにはいろいろな問題点がまだあって大変だ。これはもう何としても一般会計に大部分を頼つていかざるを得ないのでないのではないか。そして、林野事業の林野や土地を一生懸命売ることによって、収入を確保しなければならないのではないか、そこに頼らざるを得ないというふうに思うのです。しかし、それでは話が通らない。林野庁自身も努力の跡を示さなければ、これは国民的な理解が得られない。だから、林野庁自身もいろいろ苦労をされて、人員削減だとか営林局署の統廃合だとかそういうことをお考えになつて、こういうふうに思うのです。しかし、大切な国有林を維持管理をして、緑や水を供給する機能がありますし、後世に美しい自然を残していかなければなりません、こういう大切な任務があるのであります。

それで私は、そういう意味で、任務を果たすためにもこの再建計画はかなり無理がある、かなりしつかりやらないと極めて困難だというふうに見ざるを得ない。しかし、何とかこの計画でやらざるを得ないということともまた事実であります。やらなければならない、そのためには何としても国民的な理解を得ながら、一般会計の繰り入れを大幅にふやすという方策しか、予算と事業計画を見限り私は見えないわけですから、大臣に、どうひ大臣に、そういう意味で大いなる努力をいたただきたい、こういうふうに思います。

午前中の石橋委員の質問にも重なつて恐縮ですが、御答弁いただきたいと思います。

○近畿国務大臣 先生いろいろ御意見をいただきましてけれども、国有林野が果たす役割を落としたのでは何にもならないわけありますから、そのことを、よりまた国民的な公益的なニーズというものが増大をしても減るわけではございませんので、よりまた山を守つていくという意味合いからすれば、大切な時期を迎えておると思うわけで

あります。その認識は、もう先生のお話のとおりだと思います。

だと思つてあります。

それから、累積債務につきまして、平成二年度を分岐点として累積債務を平成二十一年度までにどうやって消していくかという問題は、一つは自効率をするのが当然財政当局から言わされることでもござりますし、またみずからもやらなければならぬ一つだと思いますし、また資産の売却も合わせて、いわば一般会計とこの三つで努力をしていかなければならぬと思うわけあります。

その意味では、平成二十一年度までに累積債務の解消ができるためのみずからの努力というの解消は、経常事業部門で一日も早く、一年でも早くやはり黒字経営していくということが一つの大変なこと、残りは一般会計と、そして資産売却といふこの二点セットが大きな柱として累積債務解消に努力をしていかなければなりませんし、私は、ここに一般会計の導入を入れたことによって、むしろ倒れた無残な姿を見ましても、雪と風の猛威といふもの改めて認識をし、また衝撃も受けたわけです。私も現場に参りましたけれども、折り重なつて倒れた無残な姿を見ましても、雪と風の猛威といふもの改めて認識をし、また衝撃も受けたわけです。

そこで、現在把握されている被害状況について御報告をいただきたいと存じます。

○西中委員 法案の審議に先立ちまして、京都の北山杉の被害について若干お伺いをいたしました

と思います。

北山杉の被害について若干お伺いをいたしました

わせて、いわば一般会計とこの三つで努力をしていかなければならぬと思うわけあります。

その意味では、平成二十一年度までに累積債務

の解消ができるためのみずからの努力というの解消は、経常事業部門で一日も早く、一年でも早くや

はり黒字経営していくということが一つの大変

なこと、残りは一般会計と、そして資産売却とい

うこの二点セットが大きな柱として累積債務解消に努力をしていかなければなりませんし、私は、

ここに一般会計の導入を入れたことによって、む

しろ倒れた無残な姿を見ましても、雪と風の猛威とい

ふもの改めて認識をし、また衝撃も受けたわけ

です。私も現場に参りましたけれども、折り重なつて倒れた無残な姿を見ましても、雪と風の猛威とい

ふもの改めて認識をし、また衝撃も受けたわけ

です。

さらなる今予想されることは、これからも非經

済的に、山を公益的にどう守つていくかという分野は増大をしてくると思うわけありますので、

一般会計からの予算の導入というものにもあわせ

て、私の立場で努力をしていかなければならな

い、そう思つております。

○壇込委員 時間が来たので、終わります。

の被害の当時は人手がたくさんございましたか

ら、一齊にこれをロープでつり上げるという作業

をしましたけれども、今はほとんど人手がない

というような状況の中ですから、被害を受けた部

分はほとんど全滅になると思うのです。そういう

点が過去の被害とは状況が違うわけでございまし

て、恐らく地元では史上最高の被害額になるだろ

う、こういう深刻な話になつております。いずれ

国に対しまして激甚災害の指定など申請がなされ

ると思うのでござりますけれども、早く調査を完

了されまして、指定を急いでいただきたい、この

よう思つておりますが、大臣のお考えをお伺い

いたしたいと思います。

○近藤國務大臣 まず最初に、被災地の皆さん方

に、長年育成をされてこられたものが災害に遭つて、お見舞いを申し上げたいと思います。

今長官から御答弁申し上げましたように、今調

査を急がせておりますので、また調査の傍ら、先

生今御案内のような状況でありますので、指導も

していきたい、こう思つております。

とりわけ、ことしは植樹祭をお願いをしておる

のも実は京都でございますので、結果が出てまい

りますれば、激甚の指定を受ける受けないにかか

わらず万全の態勢で御支援をしていきたい、そ

しておきたいと思います。

○西中委員 特段の御努力を心からお願いをいた

しておきたいと思います。

被害の受け方もさまざま相手が違つておなりまし

て、お氣の毒なのは、去年のうちに山を入れて落

とした、手形をことしになつて切つておる、こう

いう業者もやはりあるようですね。しかしこれも

個人の財産だからなかなか手当てのしようがない

というような面もござります。それから昭和四十

四年の被害のときには、長期の据え置きのお金を借

りられて植林された、こういう皆さん方、ちよ

ういうケースもありまして、ケース、ケース、一件違いますけれども、極めて深刻な皆さん

方もいらっしゃるわけでございます。

いずれにしても、被害者に対しまして低利の緊急融資、借入金の返済の繰り延べや振替期間の延長、利子補給、さらに相続税の延納期間の延長、どさまざまな支援策を講じていただきたい、このように思うのでございますが、お考えを伺いたい

と思います。

○小澤政府委員 先生御質問の雪害を受けました

方々に対する対策でございますけれども、まず雪

害を受けられました林業者に対しましての金融上

の復旧対策でございますが、一つには被災森林の

伐採対策でございますが、一つには被災森林の

なりに認識をいたしております。しかし、残念なことは、経営は悪化の一途をたどっておりますが、その間、五十九年、六十二年と特措法が改正された。年数からいくと三年、四年という単位で改正をしてきてるわけですが、今回また改正ということでございまして、状況としては累積が二兆數千億円、こういう膨大な累積債務を抱える状況になった。同時にまた、まだ経常収支も均衡をしておらない、こういう非常な事態を招いておるわけですから、その原因は何なのかということを改めてここで伺いをしておきたいと思います。

○小澤政府委員 先生が今御質問されましたように、国有林野の事業の経営改善につきましては、昭和五十三年度以降鋭意取り組んでもらってきたところでございます。しかしながら、その改善努力にもかかわりませず、累積債務も年々増加してきたということです。

これら的原因といふものは、考えますといろいろあるわけでござりますけれども、主なもので申し上げますと、一つには、まず収入の面でございますが、資源制約がございます。戦後大量に住宅の整備等に資材を供給してまいりまして、その後造林をいたしまりましたけれども、これらがまだ成育途上にあるという制約でございます。そのようなことで伐採量というものを年々落としてまいっております。

同時にまた、木材の価格も昭和五十五年度あたりが一つのピークでございましたけれども、それ以下低下の一途をたどってきた。昭和六十二年ぐらいいから回復の兆しが見せておりますものの、まだ当時の材価にも至っていない、このような状況もあるわけでございます。

そのような中で各種の努力もいたしましたけれども、事業の縮小と連動しての縮減というのもなかなか簡単にはまいらないというような状況もあるわけでございます。

そのような中で各種の努力もいたしましたけれども、材収入以外の収入確保に努めましたり、あるいは

土地の売却等もいたしてきております。一方において公益的な事業に必要な経費の一般会計からの繰り入れでございますとか、諸般の措置を講じておるわけでございますけれども、取り巻く状況、大変厳しいものもございまして、経費上の不足は借入金によって賄うという状況が続いておりまして、そのような中から今回の法案の御審議をいただいてるわけでございますけれども、抜本的な措置を講じまして、経営の早期、着実な改善を図つてまいりたいと考えているわけでございます。

○西中委員 この状況が大きく変わるということも期待できない今日において、これまでいろいろな努力もそれなりになさってまいりましたのですけれども、これから先も余り状況が変化しないということであればこれはなかなか面倒だなど、実際のところ、私は思つておるのであります。

具体的にお伺いしますけれども、そういう問題について、過去のいろいろな努力等、今回は一般会計の上で大きなレールを引いたとかいろいろな問題はあるけれども、しかしあらう一つ、欠けておつたと言つたら悪いですけれども、本当に収支を均衡したり累積を一掃するために具体的にどういう計画を立てたのかといたところがはつきり言うとよくわからぬ。こういう点に一つ問題があると私は思つておるのであります。

したがいまして、お伺いするのですけれども、経常事業部門の収支均衡は平成十二年度までに達成したいとしておるのですが、これは実際可能なのかどうなのか。これは少なくとも事業をする上において一つの目標ができたら、その目標をどういうふうに達成するかということについては、そ

れなりに事業内容とか要員とかいうようなこと、こういったものを基礎にしてずっと積み上げをしてシビアな数字を積み上げていって、およそこれなら何とかなりそうだという線を見出して、何年までにこの収支を均衡するんだ、経常収支を均衡させるんだというのは普通の考え方であつて、私ども資料を要求したわけありますけれども、收支の見通しぐらいは出なければならない。それでなければ国会で審議したって、抽象的な話ばかり繰り返したって余り意味がないのではないかと私は率直な思いでおるわけであります。

どうしても出せないといならこれはしようがないのですけれども、しかまた、事業の計画がはつきりせぬのに審議しようと云われたって実際困ったしまつわけでして、収支見通しぐらいは出せませんか。これはいろいろな不確定な要素があるから出せないのですというお話をなすだけれども、そんなことを言つたらどんな計画だつて立てられないわけでして、少なくとも収支の見通しはこれぐらいで期待をいたしておりますという材料ぐらいは提出するのは当然であると思つておるのでありますけれども、この点についてどういうふうにお考へか、伺つておきたいと思います。

〔委員長退席、總積委員長代理着席〕
○小澤政府委員 先生のただいまの御質問でござりますけれども、経営を行います観点から、収入と支出、これはそれぞれ諸因子ござります。今後の経常事業部門、今回は累積債務と区分をしますといふことでござりますので、経常事業についてます申し上げますと、これにつきましては事業の民間実行の徹底あるいは要員規模の適正化、組織機構の簡素化、合理化、自己収入の確保といふような点から経営の改善を図つていく必要がございます。それからまた一方で、造林とか林道整備等の経費でございますとか、あるいは森林の保全管理に要する一般行政的費用につきましては一般会計からの繰り入れの拡充が必要がござります。

このような観点から、平成十二年度までの財政の健全化を達成していく必要がありますけれども、事業の改善を目指すということは、私ども経営を預かる者として全力を挙げてやつてまいる必要があります。これによりまして、少なくとも経常事業の今後は健全化につきましては一步といいますか何歩といいますか、前進した形にはますなるというこ

とをございます。

いずれにいたしましても、そのような中で着実な経営改善を目指すということは、私ども経営を各般の努力もいたしまして経営の改善に努めていかなければなりません、このように考えているけれども、これらにつきましては私どもが自分で決めるのできない因子も多々ございます。これらを総合いたしまして、しかし私どもとしては、ただいまの先生の御質問は、そういうものの各般の努力もいたしまして経営の改善に努めていかなければなりません、このように考えているところでございます。

○西中委員 お話をわからぬわけではないのです。しかし、事は国民の税金なんですよ。ですか

ら、やはりこの種の仕事をされる場合にはそれなりに國民にも納得できるようにしていただかなければならぬ、それがまた義務であるうと思います。

和以前の審議会に参加しておらずせんじれども、恐らく同じようにおつしやったと思う。それで繰り返し改正をしなければならないという状況が続いているわけです。私の予感で言つて悪いのですが、それども、恐らく三年か五年したらまた改正でしよう、ちょっとつきつい言い方になりますけれども。そういうようにならないように、本当はこの問題について真剣に議論できるような状況をつくっていただきたいというのが私たちの念願であります。しかし、努力します、頑張りますという極めて抽象的な話。そのうちには自分では決められぬ要素が入っているのですなんて言われたら、なぜ平成十二年に收支を均衡するなどということを言ったのか、言わなければいいのです。自分で決められない要素が入つておつて、どうして收支が均衡できるのですか、御答弁ください。

○西中委員 このことを繰り返しても具体的に何もわからないと思いますので、一つ一つこれからお聞きしていきたいと思います。

まず、機能類型に応じた管理経営を行って、これを基本として収支均衡を達成するということですが、機能類型の指定といいますか箇所づけといいますか、これはいつ行われるのかお伺いをしたいと思います。

○小澤政府委員 今回、国有林野の森林につきまして機能類型を行おうとしている大きな意味といたしましては、まず國民の負託にこたえて国有林を經營するわけでございますが、その際に国有林が持っております機能というものを明確にいたしまして、つまり内容的には国土の保全でございますとか、あるいは自然維持林でございますとか、そしてまた空間利用でございますとか木材生産というような観点がございます。また水資源の涵養というのもござります。こういうものをまず明確にする必要がございます。そして類型化を行いました森林につきまして、それにふさわしい施業を展開し、また管理経営を行つて、こういう観点から、類型区分を行おうとしているわけでございます。

この点につきまして現在作業をこれからまた行うわけでございますけれども、まず森林法の改正につきまして御審議をいただいておるわけでございますが、この森林法の改正がなされますと、国有林につきましては国有林野經營規程というのがございますが、これを改正いたしまして、その中で機能の分類手法の制度化というものを行います。その後、平成四年度に国有林野の属地的な施業計画を樹立いたしますが、この際に市町村の御意見もお聞きするというような手続を経ました上で、箇所ごとの機能類型を確定してまいりたい。そして確定したその機能類型によりまして、今後

○西中委員 質問だけに答えてください、時間がありませんので。いつこのことをまとめ上げられるつもりかということをお聞きしているのです。

○小澤政府委員 平成四年度というふうに考えております。

○西中委員 それでは次に、民間実行の徹底であります。

平成元年度の民間請負率は、植えつけ五九・%、素材産業四〇・%と聞いておりますけれども、平成十二年度、この請負率はどこまで高まるかお考えなのか、最終的にはこの請負はどういうところまでなさるおつもりか、お伺いをいたしたいと思います。

○小澤政府委員 まず現在の請負比率でございますけれども、昭和五十三年度以降、請負比率の拡大に努めておりますけれども、素材生産で見ますと、五十三年度二四%から平成元年度は四〇%となりようなく拡大しております。それから造林事業につきましては、現在六割程度が請負比率ということになっておりまして、これは五十三年度と余り変わっておらないわけでございます。

今後の問題でございますけれども、林業事業体の育成、また民間実行体制の整備を図りつつ、現在直用で行っております事業につきましては、森林調査等国有林野の管理経営上直用で行うべき必要最小限の業務を除きまして、民間実行を徹底することといたしております。要員調整の進展状況に即しつつ、逐次請負事業の拡大を図っていくこととしております。

○西中委員 これは結果的にそういうものが高まつてくるということなのか、目標を決めてそこへ持っていくために懸命の努力をするということになると、よくわかりませんけれども、数値的には別にお決めになつておらないという意味でござりますか。

○小澤政府委員 数字を先に決めるということではなくて、逐次請負の比率を高めてまいりたいと考えております。

○西中委員 これは民間の林業労働力の問題と関

連があるものでございまして、地域によつては今でも仕事は山ほどあるけれども、とてもじゃないが、人手がないからどうしようもないのだ、こういう場所もあるようございます。したがつて、成り行きということになると、これはそんぞう高まるものではないのじやないかなという気持ちを持つております。

私は、なぜこれを申し上げるのかと言えば、本当に收支を均衡するための一つのポイントでもあるわけでござりますから、そういうこともきつと計画的なものを決めて推進をするということであれば、努力はいたしますけれどもできませんでしたといふことに終わりかねないということを危惧する。したがいまして、これもある種の年次計画程度のものはきらつと示していただき、これでなければならないのじやないかなと思ひます。ないとおっしゃる、お答えにならないわけですか。もうこれ以上申しませんけれども、極めて残念に思つております。

次は、累積債務について申し上げます。

平成二十二年度までに返済を終わる計画でござりますけれども、見通しはどういうふうになさつておるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○小澤政府委員 累積債務の解消につきましては、今回の法案の中で明記されますように、経常事業部門と区分をまずいたすということでございますけれども、そうしまして上での債務処理につきましては、林野、土地等の資産処分収入の充当を行う、それからまた経常事業部門で将来生ずる剰余金の充当を行います。また、さらに一般会計等の別途財源措置により、適切な累積債務対策を講じてまいることにしておるわけでございます。

このようなかで、経常事業におきます見通しでございますけれども、伐採量は今後しばらく減少させる必要がございますが、平成十年代の半ばぐらいからはまた増加基調に転ずるということを見込んでおります。それから平成二十二年度までの改善期間におきまして自主的改善努力の徹底を図る

と同時に、所要の財政措置を講じまして、経常事業部門の財政の健全化を達成するということから、経常事業部門からは剰余金が生ずるということとも期待されるということになりますして、これらのことから債務の処理、債務の縮減も逐次めどがつくものと考えておる次第でございます。

○西中委員 これも見通しといったものをお出しになさりよろしく。今朝開会のほうに並ぶことよ

いたたけられんがれ、御詫願のよしに基本となる財源は資産処分収入、それから経常部門の剰余金、別途の財源措置、一般会計の方からの支援だと思いますが、この三つは見通しが立たない、発表できないとおっしゃるなら結構ですが、この三つの部門でどのぐらいの金額を予定しておられるというか、期待をおられるか、お伺いをいたしたいと思います。

も似たようなことがあるわけでございますけれども、今も申し上げましたように、私どもは銳意努力をいたしまして債務処理に当たろうと考えておりますし、またその中で資産の売却なりあるいは将来の経常事業部門の健全化によりまして、また剰余金というようなものも期待をいたし、また見込んでおるわけでございます。なお、そのようなものを総合いたしまして債務処理に当たろうと考えておるわけでございます。

それぞれがまだ明確になる状況ではございませんけれども、その中で私どもが直接努力をいたして債務処理に当たろうとしている部門、つまり林野、土地等の売り払いの問題につきましては全国的に状況も見直しをかけておりまして、これにつきましては総額で一兆二千億円程度の処理というものを考えておるわけでございます。その他の剩余金につきましてはまだ明確にできるという段階ではございませんし、また別途財源の問題につきましても、財政事情等不確定要素が多いということとで、現在明らかにする状況にはなっていないということをお理解いただきたいと思うわけでございます。

それはおっしゃるとおりだと思いますが、この平成三年度、いわば再建と言つたら悪いのかもしくはけれども、少なくとも立て直しのための初年度一般会計からの財源措置も行われた上で、なおおなじ債務が一千億以上出るというような状況でございますね。まことにこれはおっしゃるようなどではなかなかいいのかなではないかなどといふ強いを強くいたしておりますが、どうも数字が何を聞いても十分お答えいただけない。やつとこの林野、土地の売却ということで、一兆二千億程度、こういうお話を出てまいりました。

そこで、お伺いするのですが、どれほどの面積をどれだけの価格で林野、土地の処分をお考えなのか、御説明をいただきたいと思います。

○小澤政府委員 債務処理に充当いたします林野、土地の面積、価格ということをございますが、価格につきましては、先ほど申し上げました一兆二千億円程度を考えております。なお、面積につきましては全体で十二万ヘクタール程度というふうに考えております。

○西中委員 私がお聞きしているのは、林野として面積はどれぐらいか、それから価格はどうなるのか、土地はどれぐらいの面積でどれぐらいの価格になるのか、こう伺つておるわけでございましょう。

○小澤政府委員 ただいま申し上げました十二万ヘクタールの内訳ということになりますけれども、私ども考えておりますのは、林野面積で十二万ヘクタール、他の土地が一万ヘクタールというふうに考えております。

○西中委員 この土地の処分でござりますけれども、どういう処分の仕方をするかということは極めて大事なことだと私は思っております。国民の共有財産でございます。林野庁の出した累積債務のためにこれが消えていくという極めて残念な形でございます。したがつて、その処分は国民の理解を得られ、公平、公正でなければならぬといふことが大前提であるうと思います。

これは一般公開入札ということなんでしょうかけれども、それはそれとして、まずどういう原理原則をもってこの処分をなさるのか伺いたい。

同時に、この処分の決定はだれが責任を持つてなさるのか、確認をしておきたいと思います。

○小澤政府委員 林野 土地処分の原則的な方向ということでござりますが、これらの売り払いに当たりましては、私どもは地方公共団体や公的機関に対する公用、公用を優先いたすこととしております。

それから、これらの対象に対しまして売り払うわけでございますが、そのほかにも買い受け希望者というのが出てくるケースがござります。公用、公用等につきましては随意契約適格者から行っていくわけでございますが、これのみでは買収受け要望がなくて他にあるというようなケースにつきましては、一般競争入札で処理をすることになります。

それから、一般競争入札を実施するに当たりましては、緊急土地対策要綱及び「国鉄清算事業団用地等の一般競争入札による処分について」という閣議決定なり、あるいは土地対策関係閣僚会議申し合わせ事項がございますが、これらに従いまして地価対策にも配意することといたしております。

○西中委員 林野や土地が売却される際に大事なことは、例えば投機的取引による周辺地価への悪影響をもたらさないような配慮も十分いたさなければなりません。それから、土地の有効利用という観点からも、やはり適切な計画が必要だらうと私は思っております。

十二万ヘクタールというのは少ないのか多いのか、いろいろ議論はあると思いますけれども、やはり広大な土地であることに間違はないと思いますけれども、この影響は大きいと思います。したがいまして、やはりこの処分に当たりましては、今營林局長とかなんとかおっしゃいましたけれども、この問題については中央段階において責任を持たねばならぬ。少なくとも、農水省は責任を持たなければならぬ。一と言つたら悪いけれども、營林局長の采配でこれは売れるのだ、これはどうするのだなんということをどんどん決めていくなどということがあつては絶対にならぬと私は思うのです。したがいまして、中央段階においてどういう形態がいいか知らぬけれども、第三者機関をつくってとか、また一つの委員会をつくって、そうして国民の目から見ても公平、公正さを確保してやっているのだなどといふことがわかるような形でやらないと、營林局長さんの判こ一本で決まってしまうなんということになつて、国民の財産がだあつと消えてなくなるということではどうも納得がいかないなという思いを私は強くいたしております。

しかも先ほど申したように、投機的な動きがあつたりいろいろありますと、これはやはり政府としてコントロールしなければならぬ部分もいづばり出てくると思うのですね。それは、おのずから累積債務の処理という点で政府がまた責任を持つということにもつながつてくるわけで、例えば国鉄の事業団が土地を売りたくても、政府から土地の投機が行なわれているから売買は停止しろという指示が出た、出たからこそ一応鎮静化に向かつた、こういうこともあつたわけですね。同じこと

が言えると思ひます。こういう膨大な資産を処分するには、やはり中央段階における例えば土地利権委員会とか資産処分審議会とか、こういった機関を設置をして、そして国民に公平な処分だと理解させるような形をとるべきではないか、こう思うのでござりますけれども、大臣、これは大事な問題でございますから、御答弁をいただきたいと思います。

らず国民注視であり関心の高いところでもありますし、また、政府としても土地対策は喫緊の課題として認識をいたしておりますから、国民の財産を処分するのは地方に任せることではなく、手続上のこととはあっても、全体の処分計画なりそういうものは中央段階で、今先生から御提言がございましたので、どこで扱うかは今にわかれにお答えは用意をいたしておりませんけれども、中央段階で、それぞれの御相談をしていただく機関の議を経て処分計画案をつくって実施していきたい、そう思っております。

○西中委員 この点ひとつ前向きの御答弁をいたしましたので、着実に実行をお願いをいたしておきたいと思います。

御承知のように、国鉄事業団においては中央土地利用計画委員会があつて、その中にまた資産処分審議会があるわけでござりますから、やはりそれに倣つたような形がいいのじやないかなと思つたりいたしております。どうかひとつ特段の御努力を要請しておきたいと思います。

ただ、この土地の処分の問題、お聞きしてまいりましたけれども、私は、地方自治体を優先的にというお話をありますが、地方自治体もそう財政に余裕があるわけではないし、いいことはわかつておつても手が出せないというケースが非常に多いと思います。地方もそれはそれなりにあると思ひますけれども、なかなかこれは思うように期待ができないのじやないかと思つております。

合うわけではない。まず林業家は手を出さないだろう。そうなると、結局は民間の土地開発業者等々が買い手の大きな部分を占めるのではないかというふうに私は見ておるわけでございます。そういう意味からも、先ほど申したことは非常大事なことなのでありますと、同時に計画どおり進むのがということになりますと、民間業者も開発をするとなると、その地域の住民はどうしても反対するケースが多い。自然環境の保全であるとかいうような考え方も非常に強まってきております。ですから、経常においても私は危惧をしておりますけれども、累積債務そのものもまた極めて困難な事業であろう、そうしたやすいことじやないな、こう思っております。剩余金も出せるような財政事情になることはまことに喜ばしいことでございますけれども、これもまあかなりの疑問点があるわけで、後でも触れますけれども、そういう点から考えまして本当にこれ成算があるのかかな、このように私は思つておるわけでござります。状況的に非常に難しい問題がいっぱいあるなと思っておるのでござりますけれども、どうも御判断をなさつておるか、成算はあるのかどうか、伺つておきたいと思います。

かく全力を挙げまして改善に努めさせていただきます。たい、このように思つておる次第でございます。
○西中委員 経常収支を立て直す大きな要素の一つは自己収入の確保ということです。これが今まで何といつて目新しいものが今度の改正では目につかない。残念であります。要員の削減の方は大きく目立つておつて、これは後ろ向きといつては悪いけれども、そういう印象が否めないという感念をいたしております。
ここで何だかんだといって、自己収入の六割から七割は林産物収入でござりますね。これをふやかせるというか、こういう何らかの手段の施策があればそれにこしたことはないのでござりますけれども、どうもそれも期待しにくいな、こういうふうに思つております。今回類型で森林を分けられる、結局この中で生産的といいますか、経済的機能を持つおるのは木材生産林ですか、こういうところだけでということになるわけで、これから人手も減つていく、むしろ民間にということになりますけれども、そう飛躍的にこれがふえるということは期待できないなと思ひます。また、複層林化、長伐期化、これを促進しようとされておるわけですが、これも言い方を変えると、木材生産を抑制する形につながつてくる。こういう可能性もあるというような思いで見ておるわけでございまして、その辺どういう御判断をなさつておるのか、本当に自己収入をふやす道はあるのかどうなのか、この点を確認をしておきたいと思ひます。

に営林局、支局、営林署という一つのネットワークがございますので、これを現在コンピューターでオンライン化しておるわけでございます。そしておきまして、付加価値生産といたしましては乾燥丸太のサンドライというようなものも拡大していくわけですが、それらの在庫状況でございますとか、あるいは販売の期日というようなものも極力需要者によく知つていただくということが必要であるかと考えまして、情報化に努めている。それから、樹種、材種等も、需要者の動向に合わせた機動的な販売が必要であるだろう、このようなことも一層の取り組みを強化してまいりたいと思っておりますし、それからまた新しい収入対策といたしましては森林の空間利用という分野がございますので、これらにつきましても今後努力をしていきたいと思っております。

それからなお、複層林、長伐期林でございますけれども、これらは確かに伐期が延びるといふことで、どうだらうかということを先生おっしゃつておられましたけれども、確かに一定の時期に達するまでの伐採量はある程度落とさざるを得ないと思います。しかしながら、一定の資源の整備ができますと、今まで何十年か期間を置いたものが、量的には若干少なくとも、逆に逐次連続的に供給していくというようなメリットも生じてくるかと考えております。そのようなことを総合いたしまして収入の確保を図つてしまいたいというところでございます。

いうことを私は聞きたい、要員についてもそれは聞きたいと思っておりますけれども、先ほどからどうも余り期待できませんから、もうこれは飛ばしますけれども、これから国有林野をどういうふうに持っていくのかということについて、やはりある程度もう少し具体的に私どもに提示をしていただくことが大事であろう、このように思っておられます。これはもう答弁要りません。

最後に、私、特にこれはいろいろな意見があると思いますけれども、民、國を通じまして最大の問題は、やはり担い手、後継者、若い労働力、こういった問題であろうと思ひます。

平成二年で三百二十九人が新規学卒者の就業者、こういう状況で、うち百二十人が国有林野、あとが民間へ百人、これは事務職も女性も含まれておりますから、実際現場の作業員となると、これは寒々とした状況にあるわけですね。これは、日本の国土を守るという点では極めて憂慮すべき状況にあるな、このように思わざるを得ません。

ことしの予算でも新規の事業を幾つかお立てになつておりますから、それなりに力を入れなきやならぬという認識をお持ちであろうとは私も思つております。しかし、今のベースで事を運んでおつては、本質的に解決にはならぬな、こういうよう問題としては、やはり一つはよく三Kとか六Kとかいう言葉がありますけれども、仕事がきついたり手はないということを私は強く力説をしたいということ、自分が特に民間の場合は不安定だ、社会保障、低賃金、こういったさまざまな問題が渦巻いておる、これは民間でありますけれども、こういう点について具体的にどういうふうに政府は解決していこうとしておられるのか、もう一つ見えない。これからセンターをつくつたりいろいろなことをしてやるんだとおっしゃると思うのですが、そういう説明ではだめなんであつて、こういった問題を具体的にどう解決するか、やはり今までの予算なら予算のシェアはあるでしようけれども、ここで一遍頭を切りかえて、発想を転換して、国土を守るのだ、防衛するのだといふぐらいの決意で、予算の枠もここのところは飛躍的、集中的に力点を置いてやつていこうというよ

うな状況に陥るだらう、こう思つておられます。もう時間がありませんから答弁要りませんが、これが

○近畿国務大臣 一點。
それから、あと二つ大事な点が言えるのではないかと思つております。

一つは機械化、高度な機械化を一刻も早くなし遂げるということですね。そのために、林野厅においていろいろな開発が行われておると思いますけれども、これは飛躍的にやつてもらわなければなりません。特に経費のかかる下刈りから、育成する、こういう点の機械化、これにしつかりと取り組んでやつていくことが大事だらうということを思つております。造林ですね。機械が何ぼ優秀なものができたって、道がなければどうにもならぬわけでありまして、林道の開設、これが大きい要素になる。少なくとも自分の腕で物を上げたり下げたりというようなことじゃなくて、機械で全部操作する、そういう道がついておる、山の中にどんどん広がつておる、こうしたことであれば、今の世知半世の中、空氣の悪いところで働くよりも、もつともつとこういうところで働く方がいいなど何となく夢を感じるような状況を早くつくり上げることが、これが若い労働力を確保する最大の重大な問題でありますので、指導部門を幾つくり上げ paramString

な角度から先生から御提言をいただきました。
私も、後継者対策というのが私が所管する農林水産省すべての分野にわたつて一番頭を痛めておるところでありますし、従来のようなことではありませんが、國民的なニーズが緑や水や空気の価値観というものを高めていただいておるときでありますし、自然環境の中にまた生活環境と村の景觀と、そして地方においても都市的なニーズにどうこたえられるかということをきめ細かにひとつの分析をして、それぞれ具体的に来年度予算に向かって準備をしてもらおうよう私の方から指示をしてありますので、来年度予算、また一生懸命頑張つていただきたいと思いますので、御支援、御協力をほどをお願い申し上げます。

○西中委員 終わります。

○總積委員長代理 菅原喜重郎君。
○菅原委員 最初に、森林法の一部を改正する法律案について御質問いたします。

今回の改正の中で、私たち民社党として歓迎できるのは、これまで長い間要請してまいりました民有林、国有林を一体にした総合林政の確立という趣旨が本法の改正の主眼になつている点でござります。あわせて、間伐、保育の適正実施の促進が盛り込まれていることを高く評価したいと思ひます。

さて、森林法は森林・林業にとってはまさに法的存続性であります。まず最初に、今回の法改正のねらいからお伺いいたしたいと思います。

〔補積委員長代理退席、委員長着席〕

○近畿国務大臣 お答えいたします。

現下の林政の基本的課題は、森林の有する多様な機能の發揮に対する国民のニーズが高まつてしまつた。質の高い森林の整備や保全を推進するとともに、一千万ヘクタールの人工林を生かして、国産材時代の到来を図ることといたしてお

も、これが重要な政策課題になつてゐるといふよ

うな森林資源の状況でございますけれども、主に戦後に造成されました約一千萬ヘクタールの人工林を中心いたしまして、その人工林が約六割を占めるといったような偏った齡級構成になつてゐるわけでござります。将来にわたりまして木材の安定的な供給を図りますと共に、森林が持つておられます公益的機能を維持保全する上で、我が国の全体の人工林の齡級構成の平準化、これは今先生がおっしゃいました法正

うに我々認識しているところでございます。
したがいまして、これから法正林化といふよ
うな方向での資源の整備を図ります観点から、複
層林施業でございますとか長伐期施業というよう
な施業を積極的に推進をいたしまして、伐期を長
期化するあるいは多様化することを行いま
して、森林資源の整備に、またそれが法正化につ
ながりますように努めてまいりたいと考えており
ます。

たわけでございますが、このことにつきましては再三質問しているわけでございまして、今の植林施業技術あるいは林相形成の方法に、法正林あるいは混生林、混木林をつくっていくのに誤りがある、こう思っております。やはり千平米三百本、一反歩三百本、それからこの密植、それから枝打ちにおきましても三角形に枝、林相をつくっていき、そういう面から見まして、余りにもこの枝打ちをし過ぎて木を殺しておりますので、十分この点を参照して今後の対策を実施していくいただきたい。まず要望をおきます。

正する法律案について質問するわけでございますが、国有林野事業の経営改善については、昭和五十三年に特別措置法を制定し、その後五十九年、六十二年の二回にわたって改正をし、今度は三度目の改正になるわけでございます。

この間、特別措置法第二条「改善計画」にある事業の運営についての基本方針は五項目について、各項につき一層の改善を図ることにつつてござ、

こういうわけで今回の改善は失敗を許されないものであります。が、その前に、農林水産省として改善対策を講じながらも、ここまでこういう最悪状態になつた要因はどういう点にあつたと分析されてゐるのか、お伺いいたします。

改善特別措置法によります改善計画に基づきまして、事業運営の改善合理化、要員規模の適正化、組織機構の簡素化、自己財源の確保等、これら自ら主的な改善努力を尽くしますとともに、所要の財力を政措置を講ずることにより経営の健全化に努力をしてきたところでございます。

しかしながら、まず収入の点でございますけれども、収入の大宗を占めております木材収入が、過去に大量伐採を行つたことに伴います資源的制約あるいはまた自然保護等の要請の高まりによりまして伐採量が減少してきたこと及び木材価格が長期にわたりまして低迷してきたこと等によりまして、減少傾向にございました。

また木材収入以外の継続的な収入の増加を図りますために、これまでも分収育林でございますとか、ふれあいの郷あるいはまたヒューマン・グリーン・プランというような事業を推進してまいってきたところでございますけれども、現時点では収支の改善に大きく寄与するところまでは参っておらないわけでございます。

またさらに、土地の売り払いにつきましては、地価抑制施策に伴いまして高地価地域におきますことは事業の拡張期に増大した要員の調整過程にございまして、給与総額につきましては減少しつつあるものの、退職金等の増大によりまして人件費支出が大幅な減少を示すに至つております。このような収支の悪化にもかかわらず、国有林の使命を果たすためにやはり森林の適切な管理経営を行う必要がございまして、これらの経費確保のために、不足する資金につきましては借入金に頼らざるを得なかつた。

このような諸般の状況がございまして、各般の努力にもかかわらず累積債務が増大をいたしまして、平成二年度末の債務残高二兆二千五百十一億円と見込まれる状況になつたというようなことで

改 善特別措置法によります改善計画に基づきまして、事業運営の改善合理化、要員規模の適正化、組織機構の簡素化、自己財源の確保等、これら主的な改善努力を尽くしますとともに、所要の財政措置を講ずることにより經營の健全化に努力をしてきたところでございます。

しかしながら、まず収入の点でございますけれども、収入の大宗を占めております木材収入が、過去に大量伐採を行つたことに伴います資源的制約あるいはまた自然保護等の要請の高まりによりまして伐採量が減少してきてしたこと及び木材価格が長期にわたりまして低迷してきたこと等によりまして、減少傾向にございました。

また木材収入以外の継続的な収入の増加を図りますために、これまでも分収育林でございますとか、ふれあいの郷あるいはまたヒューマン・グリーン・プランというような事業を推進してまいりましたところでござりますけれども、現時点では収支の改善に大きく寄与するところまでは参つておらないわけでございます。

またさらに、土地の売り払いにつきましては、土地価抑制策に伴いまして高地価地域におきます地価抑制制度が規制されるというようなこと等がございまして制約がござります。

またさらに、土地の売り払いにつきましては、地価抑制策に伴いまして高地価地域におきます。土地売却が規制されるというようなこと等がございまして制約がござります。

さらに、支出でございますけれども、支出につきましては事業の拡張期に増大した要員の調整過程にございまして、給与総額につきましては減少しつつあるものの、退職金等の増大によりまして人件費支出が大幅な減少を示すに至っております。このような収支の悪化にもかかわらず、国有林の使命を果たすためにやはり森林の適切な管理経営を行ふ必要がございまして、これらの経費確保のために、不足する資金につきましては借入金に頼らざるを得なかつた。

○菅原委員 いろいろその要因を分析されたわけですが、不況産業業種に木材があつたので、いう流れに抗し切れないといたしましても、労務管理の面でもこれに拍車をかけた面があつたのではないか、私はこう思うわけでございます。このことにつきましてはまた後で触れてみたいと思いますが、外材輸入による木材需要のシェアは既に七〇%を超えるラインで定着しております。国有林の占めるシェアは既に一〇%を切るに至つております、七百六十五万ヘクタールの管理面積を持つ国有林ではあります、そのうち第一種林地、保安林が全体の五四%でありますから、年間伐採量も当然ながら縮小を余儀なくされるわけでございます。現に特別措置法制定当時に比べ、平成二年度では二三%減の一千万立方メートル、林野事業特別会計の収入、支出を十年間でバランスをとらせるには、経費削減もさることながら、伐採量の増大と木材価格の上昇に期待する以外がないように思いますが、これまた全く前途が暗いわけであります。

また、今回累積債務を経常事業と区分し、その財源は資産処分収入、将来生ずる経常事業部門の剰余金、別途の財源措置収入によつて処理する考え方のようであります。今後二十年間で累積債務を解消することが可能となる体質まで改善するには相当な努力が必要と思われます。そのためどうか立つのはどうか、私は、立ち得ないと見ているわけでございますが、見解をお伺いします。

さらに、今年、三年度予算で資産処分、林野等売り払い代七百一十五億余を計上しているようですが、十年間での予定は一兆二、三千億円とも聞いておりますが、概要を知させていただきたいと思います。

な事項でございます。先生御指摘のようだに、木材につきましては、非常に状況も厳しい中で、材価も低迷し、また国産材のシェアも低下しているわけでござりますし、国有林につきましては、伐採量を減少させながら確保を図つてまいりたいと思っております。

なお、二十年での債務処理方策ということでおざいますが、目標年度を平成二十二年度に設定をいたしているわけでございます。この点につきましては、今後なかなかこれも厳しい状況があるわけでございますけれども、私どもといたしましては、二十年目標としておりますのは、今後伐採量は一時低下をするわけでございますが、いずれまた回復をするという見込みもございますので、そのような中で債務対策を講ずる資金もまた捻出してまいりたいということもございます。

それから、土地・資産等の売却でござりますけれども、これは計画的に行いまして、債務処理に努めてまいりたいというように考へておられるわけでございます。

同時に、今回の法案の中でお願いをいたしております経常事業と債務処理の区分でござりますけれども、このような中から、経常事業、これは十一年間で收支均衡を図るということでございますが、これらを合わせまして平成二十二年度を目標に債務処理を行つてまいりたいというように考へているわけでございます。

なお、平成三年度におきましては資産等の売却についての予算計上を考えているわけでござりますけれども、これにつきましてはいろいろと先ほどからも御説明しておりますように、土地対策等の制約等もござります中で実施をするという観点から、私どもいたしましても組織を整げまして収入の確保に努めるということで対応してまいりたいと考えております。

うに実態を把握され、今後どのように対応するのかお伺いいたします。

○小澤政府委員　国有林の事業につきましては、逐次造林あるいは伐採等につきまして請負化を進めてきたところでございます。この場合に、請負事業体の中核をなします森林組合でございますとかあるいは素材生産業でございますが、これらの事業体につきましても、高齢化等が進んでおるわけでございます。私どもはこの国有林における、国有林の事業を担っていただきます事業体につきましては登録制度をとつておりますけれども、これらを整備いたしまして諸措置を講じ、事業体の強化策というものを重要な点であると考えております。

林業事業体ができるというような事例あるいは機運もございますが、これらにつきましては、支援も含めまして育成整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原委員　いずれにいたしましても、林産企業の近代化、合理化、機械化、あらゆる若者に魅力ある企業体づくりに努力いたしませんと、全くこの人の人手不足は今後深刻でございますので、この点に十分留意されながら対応していっていただきたいことを望み、次に移ります。

○特別給付金について、定員外職員に限定しているようでありますが、定員内外を問わず、退職による効果、事業収支の改善への寄与ということでも

職が進まないということ等から、定年前の退職が容易に進まないという実態にございます。それから定員内職員には省庁間配転等の措置が適用されるわけでござりますけれども、定員外につきましてはこの制度はございませんというような状況から、特別給付金支給の制度を今回開かせていただいて、定員外職員につきましての退職促進措置を実施いたしたいということでございます。

定員内職員につきましては、勧奨によります定年前の退職ですとか省庁間配転もございますし、これらの方策を通じて要員の調整もまた行ってるところでございます。

この種の特例的措置は、他の方策によつては達成が困難であるというような事情に応じて適用さ

以上、森林二法について何点かの質問をいたしましたが、国有林が大変な財政負担を抱えながらも我が国の森林・林業を国民のために立て直そうとする意気込みに対しましては心から敬意を表すとともに、国政の場にある我々も、枝葉木節を捨てて立派な森林行政を実現するために努力してまいりたいと思いますので、農林大臣初め、林野庁長官以下関係皆様のさらなる御健闘を期待いたします。ありがとうございました。ありがとうございました。

しかししながら現状を見ますと、經營基盤の脆弱なもののもございますし、あるいはまた労働条件の不備なものも見受けられるわけでございます。対応策といいたしましては、協業化でございますとかあるいは事業体の合併等の体質強化策を講する必要がございますし、また、雇用の長期化と月給制等安定した賃金水準の確保、あるいはまた社会保険等の完備、定休日の設定等の就労条件の改善を図る必要がございます。さらにまた機械化の推進によります生産性の向上、あるいは重筋労働の軽減の実現が重要な課題になつておるわけでござります。

このために、一般林政施策の展開と連動いたしまして、登録制度や也元工場制度など、あるいは

は全く同等と考えられます。また、職員として長年にわたって国有林野事業に貢献してきたという点でも同様であります。このようなことからすれば、政府案のように定員外に限定せずに、定員内も含めて支給の対象とすべきと考えますが、御意見をお伺いします。

また、改善期間内における職員の処遇改善、職場環境についてもお尋ねしますが、組織機構の再編や統廃合、要員規模の縮小は職員の労働密度を増大すると思います。林業労働は他産業に比べ、労働の安全性、就労の安全性の面では多くのハンディを背負っており、賃金水準、社会保険等についても立ちおくれているのであります。

考へておるところでございます。それから職場環境等の改善の問題でござりますけれども、職員の方々が生き生きと仕事をしていくためには、やはり国有林野事業の健全性を実現するためにもまさに重要なことでござります。このために、私どもいたしましては、職務意欲が向上されるように図ってまいりたいということをございます。

このようないかんから、いろいろ今まで職員の処遇の改善なり職場環境の改善には努めてきたところではございますけれども、今後における改善

逆に言えばどれだけ今この世代で環境を保全するかということが非常に問われている。そのとき、我が国においてはどれだけ緑豊かな国土づくりに励んでいくかということが重要な使命になっています。日本の森林の三分の一を受け持つ国有林、その管理をする林野庁は、森林の破壊を防ぎ、国内のリゾート開発などの自然破壊を防止して、林業、木材産業を再建する、そういう重要な使命を負っていると思うのです。しかしながらこの二法案は、この国の責務を放棄することにつながりかねない、そういう内容のものだと私は考えていました。したがって、質問に入る前ではありますけれども、私はこの二法案の徹底審議を強く要求をし

また木材販売制度の活用を図りながら、計画的、安定的な事業の発注や販売、さらにはまた緑化用の樹木等、国有林野内の産物の販売、それからさらに森林レクリエーションなど国有林野事業関連事業のあつせんを行いますとか、あるいは社会保険加入の促進でございますなり、あるいはこれら定休日等の定着についての指導、啓蒙も行う必要がございますし、さらについた高性能機械の導入が図られますように、ロットが安定的に確保されなければならぬという状況もございますので、これらを含めまして事業体が安定的に仕事ができる

○小澤政府委員　今回、まず退職に伴います特別給付金でございますけれども、これを定員外の職員に限定しております理由でございますけれども、定員外職員につきましては地元志向が強いということがござります。また、民間企業への再就業の協力が必要となるわけであります。例えば一般公務員との賃金格差約二万九千円の是正、その実態把握、その対策を始め、処遇面での多くの改善措置並びに職場環境改善の目標なども設定されていると思いますが、具体的にどのように対処される方針なのか、お伺いいたします。

第3回 いたしましては銃取り組んでいく必要があると考
えておりますが、これらにつきましては組織、要員、財政等の諸事情を踏まえていく必要もござります。私どもとしては、先ほども御説明しましたように、現場の監督事務所等における機動力のある装備を行うとか、そのほか厚生施設なりあるいは士気の高揚が図られるような諸措置といふものにつきましては、今後も銃撃努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原委員 いずれにいたしましても、この特別給付金の配慮につきまして、ひとつ御検討をよろしくいただきたいと思います。

ます、国有林野事業改善措置法の一部改正は、前回の改正からわずか四年後の改正であります。前回の改正は償還金の財源に借入金を充てる、借入返済のための借金に道を開く大改悪であります。我が党は前回の法改悪時に修正案を出しましたが、その修正案の中で、政府の経営改善は山の荒廃に拍車をかけるとともに、借金嵩高を膨らませ、財政再建どころか経営の破局につながるものであると指摘をし、長期資金の債務については棚上げをし別途処理する、そのため要する財源は一般会計から繰り入れるなど四項目の修正を主張

○大原委員長 藤田スミ君

○大原委員長 藤田入三君。

逆に言えばどれだけ今この世代で環境を保全するかということが非常に問われている、そのとき、我が国においてはどれだけ緑豊かな国土づくりに励んでいくかということが重要な使命になります。日本の森林の三分の一を受け持つ国有林、その管理をする林野庁は、森林の破壊を防ぎ、国内のリゾート開発などの自然破壊を防止して、林業、木材産業を再建する、そういう重要な使命を負っていると思うのです。しかしながらこの二法案は、この国の責務を放棄することにつながりかねない、そういう内容のものだと私は考えています。したがって、質問に入る前ではありますけれども、私はこの二法案の徹底審議を強く要求をしておきたいと思います。

まず、国有林野事業改善措置法の一部改正は、前の改正からわずか四年後の改正であります。前回の改正は償還金の財源に借入金を充てる、借金返済のための借金に道を開く大改悪でありました。我が党は前回の法改悪時に修正案を出しまして、その修正案の中で、政府の経営改善は山の荒廃に拍車をかけるとともに、借金残高を膨らませ、財政再建どころか経営の破局につながるものであると指摘をし、長期資金の債務については棚上げをし別途処理する、そのため要する財源は一般会計から繰り入れるなど四項目の修正を主張

いたしました。大変残念ですが、事態は我が党の指摘したとおりになつたわけであります。

国有林野事業会計の収入に占める借入金の比率は、八六年の四一・九%から八九年の四八%まで高まり、そして支出における償還金の長期借入金利子の比率は、八六年の二九・六%から九〇年に実に三六・七%にまで占められるようになり、債務残高は、八六年の一兆五千百四十億円から九〇年には一兆二千五百十一億円にも上り、まさしく経営の破局状況になつてると考えるわけであります。したがつて、前回のきちんとした総括が必要であることは言うまでもありません。私は、今回この法案を出されるに当たつて政府がどういふ総括をされたのか、その点を大臣からお伺いしたいわけであります。

○近藤国務大臣 大変な関係者の努力にもかかわらず、一日の利息は三億五千万を要するような膨大な借入金の累積債務に増大をしてまいりました。かねがね新たな財源を求めて努力をしてまいりましたし、水源税でありあるいは基金にあります。しかし、経営形態もこのままでは将来また展望が開けませんので、流域単位に、国有林あるいは民有林も流域一体化をして、上下流とともに一体化の経営の中での経営改善をするといふ、一つの大きな流域単位という政策を出したわけであります。

一般会計の導入ということを考えざるを得なくなつた今日、累積債務と経常事業をまず区分するといふことに、今回労使関係の話し合いの中でまとまつたわけであります。

一般的に、累積債務と経常事業をまず区分するといふことは、将来的に、政府はそれをしないで、不足分については経常事業で処理することが、累積債務をつくった政府の責任の上からも、国有林の公益的機能を果たしていく上からも不可欠なはずであります。しかし政

案をさせていただいておるわけであります。

○藤田(ス)委員 私は、この法律案がそのまま実行に移され、いつたら必ずまた同じ道をたどつていくだらうと思うわけです。

今回のこの法改正の最も注目すべき点は、先ほどの大臣の御説明もありましたように、累積債務処理の経常事業部門からの区分であります。しかしこれは、我が党が主張しているような長期資金の債務については棚上げを別途処理する、そのための要する財源は一般会計から繰り入れるというような内容になつてゐるでしようか。

そこでお伺いをいたしますが、九一年度の予算をもとに見た場合、区分による債務処理部分の利子・償還金は二千二百六十六億円、これに対して債務処理部分の収入に当たる部分は林野・土地売り払い收入七百二十六億円、一般会計繰り入れ百億円、そして借換借入金四百二十億円。区分後の債務処理部分の歳入歳出は一千二十億円の歳入不足になるわけです。本来この歳入不足部分を一般会計で処理することが、累積債務をつくった政府の責任の上からも、国有林の公益的機能を果たしていかなければなりません。しかしながら、この区分は名ばかり、眞の意味の累積債務処理にならないのではないかと考えますが、いかがでしょ

うか。

○小澤政府委員 累積債務の処理方法につきましては、私ども平成二十二年度という目標を置きましたとして、経営の健全化とあわせまして債務処理を含め、収支均衡というものを考えておりますけれども、そこそこにその日を迎えることができたわけでありますし、また経営について日常努力していただきおる皆さん方も、いつになつても自分たちの力で累積債務を解消するに至らない今日の状況では、働く意欲も失いつつあるということを実は心配をいたしておりました。そういうときに一つの前進をするこの二法案ではないか、そう思つて提

いたいと思います。

平成三年度の処理につきましては、先生が今おっしゃいましたように、償還なり利子についてこの予算についても措置をしてまいりたいと考えておるところでございます。

有林野をそれぞれの立地条件や特性等に従いまして評価する必要がございまして、全国に広大に分布しております関係上、これをすべて評価するところには、実務上困難な状況でございます。

そこで、国有林野全体の評価額につきましては、国有財産法に従い作成しております国有財産台帳の価格によらざるを得ないと考えておるところではございます。この台帳価格によりますと、平成二年三月三十一日現在で、国有林野及び土地につきましては三千四百二十八億円というようになります。

ただし、今後売り払いを予定しております林野、土地につきましては具体的に洗い出しをすることになりますので調査いたしていところでござりますけれども、これにつきましては一兆二千億円程度と考へておるところでございます。

○藤田(ス)委員 しかし、経常部門も借入金に頼りすぎたところが大きいわけでありますから、先ほども言いましたが、私は新たな矛盾の始まりになるだけだと言わざるを得ません。

今回の累積債務処理の最大の問題は、この累積債務処理に林野・土地売り払いを促進させていく、そういうやり方なんですね。このやり方は、国鉄の民営・分割の際にもとられた手法です。累積債務処理を名目に一層林野・土地売り払いを促進させていくこと、これがござりますとか売り払い用途等を勘案いたしまして、概算の見積もりを行いまして求めた数値、金額でございます。

○藤田(ス)委員 都市周辺に所在する林野、孤立した小団地及び地域振興の用に供するところが適切な林野の面積は、どの程度あるのですか。

○小澤政府委員 一兆二千億に相当しますものに對しましては、林野面積十一万ヘクタールというようになりますけれども、私どもも調査いたしております。一兆二千億相当の面積でござります。

なお、都市近郊というふうにお話ございましたことで国有林野の見直しも行いまして、売り払ひ可能な林野は、面積、価額にしてどのぐらいいあると想定されておられますが。

○藤田(ス)委員 債務処理に充當いたしたいといふことで国有林野の見直しも行いまして、売り払ひ等の処分を行なう林野について整理いたしておる状況でございますけれども、この評価そのものにつきましては、全体の評価ということになります。

つつきましては、全体の評価ということになりますと、時価による評価を行いますためには個々の国

ルから十三万ヘクタール、価額にして五千億から

八千億程度、こういうことになつております。七八年から八九年までの十二年間に林野、土地で売った金額が五千四百九億円ですから、それの倍以上になるというふうに私どもは見ておりますけれども、そういうことです。

○小澤政府委員 ただいま先生お話しの数字は、私どもこれから改善のために資産の売却処分等を行つたために調査を昨年来いたしてまいつたわけでございますけれども、そして最終的に一兆二千億円という積算をしておりますけれども、恐らく先生おっしゃった数字は作業途中での数字じゃないかと私思つてございます。

先ほどお答えしましたように、今後の売却等の資産につきましては一兆二千億、なお林野につきまして十一万ヘクタールというふうに数字を固めてきたわけでございます。

○藤田(ス)委員 作業途中であつても否定されなかつたので、私はそういうふうに理解をしておきたいと思います。

林野の売り払い方針についても、住宅用地として都市周辺に所在する林地、林野を売り払う、そういうことになつているのであります。そして、そのことは都市住民にとって大変なことなんですよ。都市周辺の国有林というのはまさに貴重な緑であります。災害防止の上からも、酸素供給源といふ上からも、また都市環境上ゆるがせにすることもできないわけであります。

先日、静岡県三島市の水害が急速な都市化によつて、つまり農地や山林がなくなつたために起つたのだ、こういうふうに報道されておりますが、保水力の点からいっても、森林は農地とともに、そして農地以上に重要な役割を持つています。それを国の失策によって累積債務が生じ、その後始末のために貴重な国有林野を売り払つて、果ては都市環境に重大な影響を与える、都市近郊の森林もまた住宅用地などに供していく、というのはとんでもないやり方なのです。しかも、林野庁が打ち出している森林都市整備構想もその一環だといふふうに言つておりますが、全体的な都市

開発の環境への影響の中で考えるべきであつて、安易な開発は行つてはならないといふふうに考えます。

○小澤政府委員 先生がただいま御指摘されました土地の利用と環境の保全の問題でございますけれども、私ども森林の経営管理を行う仕事をさせていただいておるわけでございますけれども、森林の環境を守るということは大変重要なことでございますし、また、今後、土地あるいは森林の利用を行ひます際にも、環境につきましては十分配慮してまいりたいというのが基本的な姿勢でございます。

その中で、今回売り払い等を考えております林野につきまして御説明を申し上げますと、そもそも売り払い等の対象にしようとしております林野につきましては、本来国有林の使命を達成するためには必要なものはもちろん除いて考えたいといふことが第一点でございます。そして、それらの森林以外の林野でございまして、まさに都市の近郊に所在する林野でございまして、まさに国有林の使命に地域振興等の観点からこれらが必要性といふことがあります。そこからまた、売り払いに当たりましては、当

然国土の有効利用の観点でござりますとか、ある

ことまでございます。

それからまた、売り払いに当たりましては、當

然国土の有効利用の観点でござりますとか、ある

ことまでございます。

</

もおりますが、登山家の皆さんだつてとてもこのことを心配しているのです。どうしてもこれは裁判をしなくてもいいよう、林野庁は態度を改めるべきだというふうに考えますが、いかがでしょ
うか。

○阿部(昭)委員 若干お尋ねをしたいと思いま
す。

近藤大臣、実は私は大臣の隣の県でありますから、新潟県の林業の状況も私の山形県も、またその隣の林業では非常に先駆的な歴史を持っておりまして秋田の姿なども、私ども長い間目の当たりにしてまいったわけであります。

産材。私の山形県でいうと、あんな山の多い県でさえも、山間地にある製材工場までが全部港に揚がってくる外材を引っ張つていて、そして製品にしてやつておるわけです。この外材の割合が七十何%です。地場産の原木というのは二十何%。これは私の県のみならず、全国どこでも今起つておる状況なんです。

ん。山に残つたら嫁の来手がないのです。だから、うちは繼がなければいかぬけれども、林業はやらない。みんな、こういうものを着て、近間の町の方に行つて働きに出るという流れになつております。

こういう意味で、私は、何とかこの状況を切り開かなければならぬと言つて今度出しておられるわけはわかりますけれども、これで国有林はちゃんとやっていける、日本の民有の山もちゃんと見通しが立つというふうにお考えになつていらつしやるとするならば、ちょっととそれでいらっしゃるのではないか。思ひはわかりますよ、わかりますが、しかしこのような程度のことでは残念ながら山の見通しは立つてこない、こう思つていてるのですが、事足りると言うのであれば私もいろいろ言わなければいけませんけれども、お考え方をお聞きしたい。

く理解をいたしておるわけであります。しかし今度の法改正は、何歩か前進したという理解だけはぜひしてほしいと思うわけであります。

どちらかといえば、一つは、かねてから一般財

源を導入するという懸案事項がようやくここで解決の兆しが見えてきた。もう一つは、流域体系をつくることによって、先生今御案内のように流域における川下のいわば木材製材業者、あるいは造林、育林をしておる川上、国有林、民有林を問わ

者はわざかで私のもがつゝく力し、心つづき草平一

が、材積石数はまあまあなどと言つておりますけれども、いずれ数年後、この山みんなまた切り出さなければいけません。その後の植え込みなどで非常に長い、これを一体どうするか。途中段階で、投資に対して五十年間も返つてこないということに対してどういう手だてをしていくかということがないといけない。

それから、例えれば国有林の土地その他若干処分して累積赤字を埋め込んでいく、この考え方は間違いなどといふ意見がありますが、これは、重要なところをみんな裸にしてはいけませんよ、都市近郊の物すごい公園のような、本当に市民が憩うているような場所や重要な場所を裸にするようなことはやつてはいけない。しかし、当面の段階ではそれもやらなければいかぬ。

ただ、国有林を見ますと、なぜ赤字になつてしまふかというのは、長い歴史的な経過の中で物すごく、民有林や山間地のいろいろな整備のために、これも全部林野庁でしょわなければならないようなところまで長い間かぶつてきたのですよ。そのしわが今寄つておる部分がたくさんある。したがつて、今度は財政で、今までの考え方とは違うといふところでいかなければならぬのは当然です。

以上申し上げて、時間が参りましたので、特に五十年間しなければ金にならぬというものに山間地の若い人々はやろうなどという気を起こさぬ。この対策をぜひひとつ検討してもらいたい。私も幾つかの提案を持っております。以上申し上げます。

○小澤政府委員 先生の御指摘、よく理解できま

す。

いろいろな諸対策を講じていこうと思つておりますけれども、一点だけ申し上げておきますと、今回の森林法改正の中でも、そのように長期的な森林整備が必要だということと、そして、その森林がまた公益的な機能もあわせ持っているという

ことにかんがみまして、今回は森林整備の投資計画も定めさせていただきたい。そのような公共的な投資というのも充実させまして、そして本当に森林を守り育てようと一生懸命に頑張っておられる方もこれまたおられますから、私ども何としてもこれらの方々を御支援申し上げつつ、今先生が申されました状況に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

午前九時三十分理事会
午後五時五十一分散会

して累積赤字を埋め込んでいく、この考え方は間違いなどという意見がありますが、これは、重要なところをみんな裸にしてはいけませんよ、都市近郊の物すごい公園のような、本当に市民が憩うているような場所や重要な場所を裸にするようなことはやつてはいけない。しかし、当面の段階ではそれもやらなければいかぬ。

ただ、国有林を見ますと、なぜ赤字になつてしまふかというのは、長い歴史的な経過の中で物すごく、民有林や山間地のいろいろな整備のために、これも全部林野庁でしょわなければならぬようなところまで長い間かぶつてきたのですよ。そのしわが今寄つておる部分がたくさんある。したがつて、今度は財政で、今までの考え方とは違うといふところでいかなければならぬのは当然です。

以上申し上げて、時間が参りましたので、特に五十年間しなければ金にならぬというものに山間地の若い人々はやろうなどという気を起さぬ。この対策をぜひひとつ検討してもらいたい。私も幾つかの提案を持っております。以上申し上げま

三